

平成25年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成25年6月14日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

不応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総 務 部 長	新庄 敏雅
市 民 部 長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政 策 監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教 育 部 長	中島 宗七
政 策 監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総 務 部 次 長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	橋 俊明	事 務 局 次 長	白井 芳治
書 記	遠藤 美穂子	書 記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第2回野洲市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は19名であります。遅参議員は1名でございます。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、きのうと同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第8番、丸山敬二議員、第9番、西本俊吉議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、きのうに引き続き一般質問を行います。発言順位につきましては昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。なお、質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第8号、第10番、坂口哲哉議員。

○10番(坂口哲哉君) 皆さん、おはようございます。

第10番、坂口哲哉でございます。私は大津湖南都市計画道路について一問一答方式で質問を行います。

市長は、初当選される前に、北桜常会の北桜区民の前において、私が質問いたしました内容についてはご存知のはずであり、その内容は「市三宅北桜線を必ずつけていただけますね」との問いに対して、「つけます」との答弁でありました。それが、舌がかわかないうちに、平成22年2月に閲覧にお伺いしたとき、この路線の線が消されていました。なぜか、したがいまして次の項目に対して質問をいたします。

なぜ市三宅北桜線が市三宅妙光寺線になったのかということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。坂口議員の都市計画道路についてのご質問にお答えいたします。

今回この質問の意図がわからなかったんですけれども、私が選挙前に市三宅北桜線を必ずつけますという約束をしたということなんですけど、ちょっとそこは記憶がないです。そんな安易な約束はしていないと思っています。困難な道路というのは地元でもわかっていますから。でもそこが、約束をしたというのだったら、まずそこをはっきりしていただいた上で質問をいただかないと、これは私は認めましてお答えいたしますけれども、今さらながらなんですけれども、経緯を含めて申し上げます。

公開の都市計画審議会、ここにおられる議員の方々も委員として参画いただいています。全部公開です。私の場合は、その都度すべて全員協議会に報告をいたしています。ですからもう時間の無駄だと思いますけれども、改めてご説明をいたしますと、昭和19年3月、滋賀県の都市計画道路見直し指針というものが出されています。それを踏まえまして、平成21年11月に野洲市の方針を策定いたしました。これは多分坂口議員はもう議員になっておられると思いますけれども、その後の経過は、そして都市計画審議会で、まずこの方針を報告をしてもらっています。それに基づきまして、委託で検討調査を行いまして、野洲市内にある22本の都市計画道路を対象にいたしまして、各路線の必要性、実現性、優先性等を客観的に調査検討いたして見直した結果、見直し検討路線4路線がリストアップされました。旧市三宅北桜線、今ご質問の路線のほか、野洲川右岸線、井口六条線、野洲マイアミ線であります。いずれも昭和30年代から40年代に計画されて、当該の部分については一切手がついていない部分であります。旧市三宅北桜線に関しましては、国道8

号から北桜の区間が、仮に整備したとしても交通量の分散効果が見込めず、費用対効果の点からも実現性が低いという理由により、平成22年4月の野洲市都市計画審議会の答申を受けて、当区間を妙光寺から北桜区間でありますけれども、廃止することにあわせて、名称が現在の市三宅妙光寺線に変更することが、平成22年7月7日の都市計画決定で行われたところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 都市計画審議会に付された内容を、質問させていただきたいと思います。都市計画審議会の議員が4名おられますけれども、こういった中身をどのように審議されたのか、内容を示していただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、お答えしたとダブりますけれども、今コピーを持ってまいりましたから申し上げます。

市三宅妙光寺線、今回一部区間の廃止を考えております都市計画道路市妙光寺線は、昭和36年2月14日に計画決定された道路であります。本路線は、仮に整備した場合でも交通量の分散効果が見込めず、また今後整備を進める道路としての位置付けがありません。さらに山間地部分にあり、事業内容を考慮すると、費用対効果の点から実現性が低い路線であります。また、本路線では、野洲市妙光寺字西ノ久保から同北桜字兀山というんですか、ちょっと間違っていたら後日訂正します。この幅員12メートルを代表幅員としていましたが、同区間の廃止に伴い、現存区間の代表幅員13メートルを本路線の代表幅員とするよう変更しますという内容であります。

ちなみに今回ご質問がありましたので、そのときに説明とかあるいは調査資料を調べてまいりましたが、この道路に関しましては、今回廃止した区間の費用、調査結果で客観的に出ておりますけれども、1,630メートル、1.63キロでありますけれども、この山間地部分は基本的にはトンネルになります。平成21年度の調査の費用の概算で132億円がかかることとなっており、これも内部において廃止しようということになった根拠であります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 重なりますけれども、どのような理由により、市三宅妙光寺線

になったのかということをございますけれども、今申されました部分もありますけれども、一応質問をいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 3回申し上げることになりますけれども、基本的には交通量の分散効果が見込めず、費用対効果の点からも実現性が低いというのが、主要な根拠であります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時09分 休憩）

（午前9時10分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。なお反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

それでは市長。

○市長（山仲善彰君） 2回ですから2問じゃないので、幾つか一括で質問をさせていただきます。

まず坂口議員は、旧野洲町時代から職員として長年勤められて多大なご功績を上げられた上でご退職されて現在、と私は思っています。なので、この道路の経緯もよくご存知だと思えます。ただ昭和36年といいますと、まだ坂口議員は就職しておられないと思えますけれども、いずれにしても通常都市計画道路というのは5年、10年でできるものでありまして、私が申すまでもなく都市計画決定というのはすごく重いものです。期待を抱いていただくと共に、その法線の地権者にはずっと制約がかかります。長年放置されたことについてどう考えておられるのか。

それと、旧野洲町は財政が豊かであったはずなのに、これはもう単独の町道でありましたけれども、なぜこれが手つかずになったのか、その経緯をどう考えておられるのか。

それともう一つ最後に、この当時都市計画道路が決定されたときの町長さんはどなたであってどこ出身の方なのか。多分ご存知だと思いますがお答えいただきたいと思えます。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 財政的な問題はいろいろございますでしょうけれども、その当時の町長は36年でしたら北桜の町長だと思います。後藤松太郎です。36年に都市計画決定がされておられるということですから、私は41年に就職をさせていただいております。

す。

それで、多額の費用がかかるということは、とりあえずこういうことの費用というのは、私も全然その中身は土木に行ったこともないのでなかなか知らないところもございましたけれども、勉強不足で大変申し訳なかったと思いますけれども、問題としては、なぜそれが早くできていないのかという1つの問題であると思いますけれども、これは当時の長年やってこられた町長が、道路網はできてあるやないかということで、私は道路の整備計画を随分申し上げましたけれども、そういったことで大分怒られたこともございます。そういったことからなかなかできていないというところで、今こうした問題が、今は線を消したということについての問題点を言っているわけでございますので、ただこうした問題をどう受けとめておられるのか私もわかりませんから、こうして質問をさせていただいてるということでございます。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 4つ目ですけれども、この路線は経済効果が大きいと思われませんがいかがでございますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私は思いませんけれども、今回私は全く、今さっきのご質問で私が北桜で約束したとおっしゃるんですが、私はそれは記憶がないんですが、もしあったとしたら、どこかの国会議員さんと一緒にT P Pに絶対反対しますと言って今頭を下げている議員さんと同じように謝りますけれども、もう1回それを示していただきましたら。

ただ、今回のご質問のお答えとしましては、私は客観的に作業をしてもらって都市計画審議会で議論をしていただいて落ちたということですから、全く私の作為はございません。ただ投資効果がどうかとおっしゃると、百何十億もかけて、そしてあそこの道、もう1回ここへ来るまでに法線を見てきましたけれども、真っすぐというか今交差点のところでS字になっていますから、あそこでS字になってもう1回ぐっと湾曲をしていって、そして出てくるのが近江富士花緑公園と森林センターの間へ出てきます。希望が丘のゲートへ入るわけでもなく、北桜の近くの南桜から来ているあの道へ出るわけでもなく、単に花緑公園のところまでT字路、ちょうど池のところに出てきます。

この道路がどれほど投資効果があるかということ、通常この道路が10億であっても私は投資効果はなかなか厳しいと思うんですけれども、一桁違います。ですから投資効果は低いと思っていますし、先ほど町長さんがだれかというのはきのうの夜思いつきました。こ

んな不自然な道をだれが計画したのか。昭和30年代ですからあり得ることですけれども、そういったことではないかと思っていまして、投資効果云々の議論以前の問題だと思っています。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 次に、今後この路線の見直しをされるのかされないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申し上げましたように都市計画決定というのはすごい重いものです。通常は、やはり10年ぐらいの中期的な見通しでありますから、見直したのが平成22年ですから、少なくとも今日、あす、来年、再来年というものではないと思います。ただ絶対見直さないかといえ、それは今後数十年先に野洲の土地利用がどうなるかとかありますけれども、都市計画制度の観点からしますと、今言いましたような期間内では見直しはないというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） それでは答弁の中から質問をいたします。見直し検討調査業務委託とあるのはどのような調査委託業務か、お伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 見直し検討業務というのは、先ほど申し上げましたように、基本的にはすべての路線の着手をしているかしていないか、そして着手されていないものの根拠とか、今後整備するときどの程度の概算費用が要るとか、そういった項目についての見直しの基礎調査であります。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 交通量の分散効果が見込めずとありますが、どのような根拠を持って言われるのか。また何か調査をされたのか。調査された内容を教えていただけませんか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 通告の範囲内を超えていると思いますので、もしか部長が答えられたら、部長にもというふうに通告をいただいていますので、部長がわかれば、そこまで私は確認をしておりませんので、今回通告があれば調べてきましたけれども調べていませんので、部長がわかれば部長から答えますし、わからなければ後ほど必要な資料を渡しま

す。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 直接的には交通量は調査していないと思います。客観的ないろいろな状況を判断して決定をしておるものと考えております。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 費用対効果の点から実現性が低い、費用も膨大になるとのことですが、これは当初からわかっていることであるのに今さらということですが、こういった点についてはどうでございますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今さらわかっているというものではないと私は思います。今回排除しました野洲川右岸線、これは南桜地先から近江富士団地の野洲川側を流れて下流まで至る道でしたけれども、それからずっと竹生を流れて下流でしたけれども、既に野洲市は私が就任する前にあきらめて、もう意外に巨額を使いながらもうT字路の道にしています。当初からわかっていたのに、野洲川右岸線を自ら消しています。この工事をやったのは坂口議員がまだ現職のときから計画されていたんじゃないかなと思います。当初からわかっていたというのでしたらもっと早くできていたはずですし、これは私は議論にならないと思っています。その時代その時代で見直すべきだと思いますし、そもそもこの道路にかんがみたら甘かったと言わざるを得ないと思います。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 通過交通路線となるのが考えられるということですが、生活用道路としても大きいと思いますけれども、これはいかがでございますか。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 通過交通の道路ということですが、野洲甲西線あるいは希望が丘の中の道路等を考えますと、明らかに通過交通が大半を占めるものであるということが言えると思います。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 経済効果は期待できないとありますけれども、どのような判断をされたのか。野洲駅南口、例えば平和堂、北口、西友等も行きやすく、通勤もしやすいかがいかがでございますか。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 経済効果のところにつきましては、先ほど市長がお答えいただいたとおりでございます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時20分 休憩）

（午前9時20分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。

○市長（山仲善彰君） 一括で2問、今の坂口議員のご質問に絡めてお聞きいたしますが、平和堂とか西友に行きやすいとおっしゃったんですが、だれが行きやすいのか。

それとこれまでも、私はこれで5年目に入っていますが、自治会の要望等、想定されるのは北桜、南桜の方だろうと思っておりますけれども、一部近江富士団地の方もあるかもわかりませんが、基本的に要望書としては上がってきていません。坂口議員としては、まず地元の北桜自治会の総意としてこの道路に百何十億円かかるけれども、ぜひにつけてほしいという総意を確認しておられるかどうか。

この2点、だれが店に行きやすいのか、そして地域の総意をどの程度これまでの活動の中で確認していただいているのか、その2点をはっきりとお答えいただきたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） これは、南北近江富士団地の方々から、例えば菩提寺の平和堂に物を買に行かれる方がたくさんおいででございます。そうした観点から、購買力が30%を切れている野洲市で、その購買力を向上するにおいても、非常に南北、野洲駅南北共に行きやすいという判断から、総意を持ってこの路線が消された経緯について確かめていただきたい、こういうご意見でございましたので、今回はこうした質問をさせていただいております。

○議長（三和郁子君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） これで終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第9号、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） おはようございます。大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目、公園と緑地について質問をいたします。昭和43年の都市計画法が定められる以前の開発には、現在のような道路や公園など規定がなく開発ができたために、野

洲市においても篠原駅前団地や、中央団地や栄地域のような、道路幅も狭く公園などの緑地も少ない状況であります。昭和43年以後の開発は許可制になり、さまざまな条件が整備されました。野洲町の時代に都市計画法にのっとった開発、指導要綱がつくられ、野洲市に引き継いでいます。平成16年に開発指導要綱を定めています。この要綱の第1条で、事業者の積極的な協力を得て良好な環境の確保と、調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成を図り、もって健康で文化的な都市の実現を目的とすると定めています。

この要綱でいきますと、5ヘクタールから20ヘクタールの開発面積なら100平方メートルの、いや1,000平方メートルの公園1カ所以上、その他300平方メートルの公園を確保しつつ、開発区域の面積の3%以上ということになっております。また、都市公園法も整備され、野洲市においても野洲市都市公園条例において、第2条で住民1人当たりの敷地面積は10平方メートル以上、市街地の都市公園は当該市街地の住民1人当たり5平米以上と定めています。この要綱や条例に基づく公園緑地について質問したいと思います。

まず第1点目、今回の開発指導要綱以前に開発された団地は何カ所ありますでしょうか。上記の要綱や条例に適用していないのではないかと考えます。住んでいる者の責任ではなく、行政としての対応が求められるのではないかと思いますので、計画を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の公園に関するご質問にお答えをいたします。

まず何カ所というのは通告がなかったんですけれども、今始まる前に野並議員が都市建設部長にリストを求められてこれがわかっていますということなので、むしろ野並議員はもう既にお知りだと思います。何カ所というのを、いきなり私に通告しておいてお聞きになるというのは、これはベテラン議員としてはルール違反だと思います。本当は議長から制止していただきたいと思いますが、もうお答えいたしません。既に資料は渡っていると思います。

今の考え方も、きのうも全然議論は合わなかったんですけれども、全然合いません。新たに開発されるには良好な条件というふうになってはいますが、昭和40年代であろうが、恐らく私たちが住んで、私が住んでいるところはもう明治以前だと思うんですけれども、同じこととして、昭和か明治か大正か江戸かということ、既存に現在お住まいいただいている地域というのは、それは現在の法制度が変わったとしてもお住ま

いただけるということでもありますので、今の制度をもって旧の開発地域の公園がどうかという議論は成り立たないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 旧法で建設されたところが違法だから住めないと、私はそんなことは言っていないんです。そういうところにお住まいの方は、住まれた方の責任ではなく、法整備がされていなかったがために、今の現状の状況の開発の地域と比べれば、やはり何らかの方策を考えていかんなんのではないかというふうに思うんです。

公園条例の第4条で、都市公園の分布の均衡を図り、かつ防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するとなっております。また、その第1項で、都市公園は街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積は2,500平米を標準とする。近隣に居住する者が容易に利用できる敷地面積は2ヘクタールをと、それを標準とする。徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる敷地面積は4ヘクタールというふうになっております。ですからこの条例に沿った整備が、やはり昔のところにあってもできる限りやっつけていかなければならないのではないかというふうに思うんです。もしも市有地があるのならば、それを活用するとか、近隣に民地があるのやったら取得をしていくとかいうふうな、そういうふうな計画が、私は、野洲でつくっている野洲市都市計画公園条例というのがありますけれども、それに沿ったまちづくりというのが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘のとおりであります。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） そういうふうにおっしゃるならば、今私が言っているような、例えば栄地域におきましては、あそこは15.3ヘクタールの開発でありまして、4カ所の公園がありますが、その面積は1,604平米であります。現在の開発指導要綱でいくなれば、4,590平方メートルの公園をとらなければならないということでもあります。さらに1,000平米の公園というのは、この栄地域には存在しておりません。先ほどの都市公園法に、開発指導要綱で1,000平米以上ということが言われていますが、そういうふうな公園は存在しておりません。

また、都市公園条例で言うならば、全住民はあそこに1,954人おられます。1人当

たり5平米ということになるならば、9,770平米の公園が必要です。栄地域の4カ所の公園面積は先ほど言いましたように1,604平米ですから、これにもはるかに少ない。公園条例の第4条1項の基準で2,500平米とか、第2項ならば2万平米、2ヘクタールを標準とするようにされておりますが、大幅に不足しているというふうに考えますが、どういうふうに考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 条例の原則、条例をお認めいただいたと思うんですけども、基本ご理解いただいた上で、賛成をいただいたか反対だったかちょっと記憶にないんですけども、条例の場合は市全体をとらまえて、そこに都市計画区域の中の都市公園がどうかということでありまして、一団の団地とか、一自治会とか、そこでの公園面積というのはこの条例の対象で定めていません。

いずれにしても私が最初にご指摘のとおりと言ったのは、先ほどの坂口議員のご質問もそうですし、今の公園もそうですが、私も道路、公園、都市施設が物すごい重要だと思っております。野洲はすごく遅れています。だからそこは了解しましたけれども、政策決定に至るためには、もう一段のきちとした計画が要ります。財源調整も要ります。公平性も要ります。ですから今野並議員がおっしゃった、条例は全体に対してどうかという標準的なものを定めているのであって、栄区域がどうかという議論は、そこまでは及びません。及ぶのだったら地域を入れて、そして市内全体を入れて、物事を考えなければ、公平性が保てません。

今のお話は、市内を見渡せば、先ほど申し上げましたように、もっと以前から開発されている、昭和以前、そういうところの地域でも狭い道、そして公共空地がない集落等もあります。同じことだと思うので、全然論理がすれ違っているのではないかと思いますので、以上をもってご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 旧集落の中においても、本当に狭い狭い道、昔だったらリヤカーが入ればいいぐらいの道で、消防自動車も入れないというそんなところがあるのも知っております。また、篠原駅前団地とか、以前に開発された中央団地とか、福泉寺住宅とか、私もあちこち見ますけれども、旧の法律のもとで開発された団地というのは、本当に公園も小さいですし、そういう意味においては、全市的に私も見直していただければならないというふうにも思います。永原のあそこの地域では、公園そのものが、あそこ

の県営住宅のところと交差点のところにある、あの永原第一公園、第二公園、あれが都市計画の指定されているといいましょうか、規定されている公園なんですけれども、ここも800平方メートルとか600平方メートルというふうな状況ですので、あの地域の開発は、この栄地域とか万葉台とか近江富士団地のように、大規模な開発でこれだけの面積を出しなさいというふうな状況でない、もっと小さなミニ開発です。100軒ぐらいの。そういうふうなミニ開発の場合は、そういう規定にももっと小さな範囲しか出さなくてもいいようになっていますから、本当に全市的にこういった公園条例に基づく公園整備というのは、私は当然していかなければならないというふうに思うんです。

1つ守山市が西松屋の前に大きな公園ができました。私はあれは最初に何ができるんやろうなというふうに、団地か何かができるのかなというふうに見ていたんですけれども、あの守山では、お尋ねしますと、昭和43年のその都市計画法ができて、その以後、昭和45年、47年に守山の都市計画審議会で区域を決める色分け、要はここは市街化区域、ここは公園にする、ここは何にするという野洲でもやっている話ですけれども、そういうところで、あの当時にもうあそこの田んぼの中のあれを公園にするということを決めたんだと。ようやく周りに家が張りついてきて、公園の整備ができたから、言うてみたら長いことほっておいたというのか、そういう公園なんですとって言われていました。

閻魔堂のあそこの公園は、2.3ヘクタールというふうにおっしゃっていましたが、本当に今の公園の第2項の部分の規定に合うような、そういうようなのを本当に計画的にとっておられるという部分ですので、野洲においては、こういった計画、公園をぼーんととるという計画、私はまだ聞いてないというのか、あるんでしょうか、されたんでしょうか。昭和45年、47年いうて私は野洲にも来ていませんので、近隣でそういうことがされているんですけれども、野洲はそれまでもそれ以後もどういうふうな状況だったのかなというふうに思うんですけれども、お尋ねします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えをいたしますけれども、野並議員の方が詳しいん違うかなと思うんですけれども、長年町会議員、市会議員をしておられて。守山の場合は今ご説明がありましたように、特に街路と公園に力を入れて都市計画を進めてきました。早くから市制もしきました。都市計画税も市民の方から得ています。野洲の政策方針はそうじゃなしに、とにかく工場誘致をしよう、それによって法人市民税をふやそうというのが、簡単に言えばそういう方針でしたから、道路も公園もすごく弱いです。

私になってから公園を何とかしたいと思っていますが、今のこの財政力を考えればできません。野洲の場合はそのかわりに温水プールを持ったり博物館を持ってきたわけです。これは市民の選択です。ホールもいいホールを30年前に先につくりました。守山はそれに刺激されて、むしろ負けないようにというので、野洲の1,000人に対して1,500をつくろうかというような発想でやっています。ですからこれはもう市民の選択でこうなっていますので、「ありますか」と言われたらいいです。これまでもいろいろ議論をしましたがけれども、場所の問題、財源の問題から考えると、そう簡単に1ヘクタール、2ヘクタールの都市公園をどこかにぼんといくことはないです。

ただ、多分ご存知だと思いますけれども、総合体育館のあそこは健康スポーツゾーンになっていました。ですけれども、障がい者の人の体育館をつくってみたり、あるいは高齢者の方の施設を持ってきたりして、もうちぐはぐです。むしろ、大きな計画をすべて壊してきていると、立てた今でも壊してきているということですから、私はこれからそれをやりませんが、過去のことを言われても仕方がないので、私がさっき言ったように道路と公園は絶対重要だと思っていますが、これはやはり財源見通しとかねてやらないかん、だめで、「つくりますつくります」と言っているだけでは実現しません。むしろ一緒に考えていただいた方がいいんじゃないか、どうなっていますかという話じゃなしに、やはり自分たちがどう貢献していいまちをつくっていくかという観点からご意見を賜りたいと思います。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 私も本当に30年ほど議員をやっていますので、体育館の横の田んぼ、信号までの間、あそこが運動公園になるという地図というのかプログラム、それと川のこっち側にテニスコートができるとかを見たんです。いつの間にあの計画が消えてしまったのだろうかという、何度もそういう計画を行政からプランとして見せてもらっていました。何かいつの間にか消えてしまうというのが私の思いです。何で消えたのだろうかという。それが出てこない。

今お聞きしても、そしたら公園を市長としてどういうふうに計画をというふうなところ辺は、また皆さんにという形で言われるんですけども、全市的にやはり必要であるならば、計画プランを立てなければならぬというふうには私は思うんです。立てても守山のよう昭和45年、47年につくっていても日の目を見たのがこの平成ですから、ですからそれだけの時間はかかるにしても、やはり全市的に見てつくっていかねばならないと

いうふうに思いますので、市長が今そうおっしゃったので、プランなりを立てていってご提示が願えるかなというふうに思いますので、期待したいと思います。

今、大きな公園の問題は言いましたが、もう一つ小さな部分として、先ほど一団地、一地域の問題ではないというふうなことをおっしゃいました。でも、言いましたように栄地域では1,000平米以上の公園が存在していないという現実があります。それで3月議会でも私が質問しましたように、第2保育園は1,979平米あるんです。ですから、あそこの中にそれだけの市としての土地がある。売却というふうな方向ではなくて、開発指導要綱とか、都市計画のこの都市公園条例の実現のために、私は行政として残すべきだというふうに思うんです。新たな土地をまたどこかに取得をしていって公園をつくっていくというふうなものでなく、既存の市としての土地ですので、そういうふうなことを考えておるんですけれども、見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の個別のお話にお答えいたしますが、先ほど条例のことを言ったわけであって、小さな公園のことを言ったわけではないわけです。言っておられることの意味がわからないんです。守山みたいに数ヘクタールの公園をつくれと言いなから、小さな公園にたちまち財源をつぎ込んでいたら、大きな公園の展望は開けないと私は思うんですけれども、いずれにいたしましても、栄の第2保育園の土地のことにつきましては、これはもう既に平成23年の3月の全員協議会で、これは報告じゃなしに協議事項で、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園保育所施設整備計画というのを説明して、協議をいただいています。その中には、私のやり方ですから、今の第1、第2、三上の耐震対策とあわせて5園をつくらうということで、想定値も可能な限り大まかにかきまして、そして跡地の処分につきましても可能な限り情報を出しています。そこで議論がということでしたので、もう1回開いていただいています、4月に全員協議会で協議いただいています。そのときには野並議員から一切跡地の議論はなかったです。なかったから進めようというわけではないです。

ただ、私は地域の方が今要望をしておられる。これは真摯に今向き合っています。ただ野並議員からお話をされるようなのはおかしいと思います。もうこれは地域とやはりきちんと話し合っていくべきであって、まずは地域の総意であって野並議員が一般論で言われるのであれば、なぜ23年のときにもっと議論をされなかったのか。単なる報告事項ではありません。先般も自治会の方が来られたので、野洲市の今の課題、まだ3つの保育所を

耐震対策をしないとイケない。少なくとも4カ所か5カ所を市の財源でもって整備をしてあげないとイケない。多分来られた自治会の役員さんも前は民間企業にお勤めだったと思います。皆さん方は「役所はずるずるやっているじゃないか」と言われます。「スクラップアンドビルドをするべきだ」とおっしゃっている。私たちも「やはり貴重な市民の財産はスクラップアンドビルドして行って、ビルドの方にスクラップを回さない限り立ちいきませんよ」と言ったら、そこは「総論はわかった」とおっしゃいました。ただ、地域の自治会が新幹線線路の近くにある。じゃあそれを場合によっては差し替えたらどうかと私も思ったんですけども、そういう提案でした。でも聞いてみたら、十数年前にもう建て替えておられるみたいです。なぜもっと早くからそういう議論がなかったのか残念です。本来でしたら、あれだけの一段の団地だったらもっと真ん中に空地があって、計画されるべきなんですけれども、これも言っても仕方がないんです。

だから私は個別の話だったらもう少し地域ときちっと向き合って話をしたらいいのであって、ここで野並議員が一般論で条例とかおっしゃっても、私は余り建設的な議論にならないと思っています。3月の議会でも言いましたように、市は不動産屋でもないですし、私はそんな市でお金をもうけたいと思っていません。ただ、今子どもたちの状況を考えると、まずはきちっと財源を確保してやっていかないとイケない。でも一方では、快適で機能的なまちを実現したい。その中で今後公開できちっと議論をさせていただこうと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 栄地域の自治会からそういった要望が出ているというのを聞いております。まず広報に市長への手紙の回答が載ったというところ辺で、市民の皆さんもびっくりされたというふうな状況であろうかと思えます。

全協で協議事項として出したというふうにおっしゃいますけれども、そこで私が何も発言しないから何の意味もないというふうな、そういうふうな言い方をされますと、私も質問をするときにはそれなりに調査をして、そして市民の声も聞き、質問をしております。だから一般質問できちっと取り上げたんです。一般質問ですと私の持ち時間は30分あります。全協で私の持ち時間は30分ありますか。ないでしょう。もうそんなのたっただと進んでいるのが全協ではないでしょうか。私はだからきちっとした議論をするために一般質問という形で市長と議論をさせていただいているというのが、一般質問だというふうに

思っております。

今言いましたように、とりあえず現在の開発指導要綱には合致していないというのが、栄地域の現状であるということの認識はしていただいたというふうに思います。全市的に、先ほど私も言いましたように、永原のところがやはり本当につくっていかねばならないというふうに思います。開発指導要綱ができてからの団地、万葉台、大畑、七間場、近江富士とか久野部東、湖州平、富波野、市三宅、中畑、桜生のところに開発された住宅、こういうようなところはすべて1,000平米以上の公園があります。ですから指導要綱に基づいて開発がされておりますので、私はこの栄地域において、第2保育園は公園として残すのが、今の開発指導要綱なり条例なりに合致した政策ではないかというふうに思いますので伝えておきます。

次に。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時50分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま市長より反問権の申し出がありましたので、反問を許可いたします。市長。

○市長（山仲善彰君） 今、この子ども園なりの跡地というのは私は本当に重要視してまして、なぜ本当に私が市長になったときに、子どもたちの一番小さい低年齢の保育所、それが耐震対策ができていない。あるいは野洲第1に至っては、安全確保はできていますけれどもアスベストが入っているわけです。手詰まりで計画がないということでした。「今までどうするつもりだった」と言ったら、民間に建設してもらおうということになっているわけです。民間1号が、1号2号があやめときたのです。いずれも今回、あやめについては、ああいう約束があったからということで、限りなく負担を少なくして新しい土地をお貸ししようと思っておりますし、きたのに至っては、民間を仕立てるために用地を社会福祉法人に購入させておいて、その元利をすべて市から補給して、他人名義の土地を市民の税金で買うという、仕立て民間になっているわけです。だからこんなことはいかんというので、きちっと現場の職員も入れて幼保一元化計画を練って篠原から順番に始めています。あとの用地は絶対問題になるからということで、きちっと金額まで出して大まかな金額まで出して、全体で27億円要るのだったらやはりスクラップアンドビルドで、スクラップで少しでも用地を生み出して、市民負担も少なく展望を開きましょうということでやっ

ています。

30分しかないというか報告事項でやっているわけと違うんです。協議事項です。私は今の発言を聞いていたら議会の、私が言うのもおかしいんですけども、私たちも全協に参加させていただいていますから真剣な議論の場と思っているんですが、「時間がないから」と報告事項の場合だったら別ですけども、そしたらもうこれから議会の全協の協議事項というのは全く意味がないです。協議事項というのは、全協というのは私が就任前は秘密会でした。記者の人が壁に耳を立てて何が出ているのかやっていました。執行部の方からお願いして、公開して下さいと、議会の正式な会議ですから公開して下さいというのでやりましたけれども、「時間がないから意見が言えなかった」と。これは私は、ちょっと言葉は悪いですけども、卑怯と言うと変ですけども、言い訳だと思います。もう1回野並議員の全協の協議事項の位置付けについての認識をお答えいただきたいと思います。

○13番（野並享子君） 一般質問の部分についての。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時52分 休憩）

（午前9時57分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開催いたします。野並議員。

○13番（野並享子君） 次の第2点目、工業地域における遊休地の活用と償却資産等についてを質問させていただきます。

市の財政で行革といいますと、歳出を削ることが基本になっています。しかし、歳入をどうふやすかということが、まず先に検討しなければならないことは、当然考えておられると思います。この観点から、税収をふやすための質問をしたいと思います。

良好な土地が塩漬けになっています。工業用地ですが、野洲市としてこのような土地に対してどのような対応をされてきたのかお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の工業用地のいわゆる塩漬けと言われましたけれども、活用されていない土地の扱いですけども、どういうことをしてきたかといいますと、過去には企業誘致ということでやってきています。それと、ご存知のように反対しておられた工業振興助成金15億3,000万円、あれのかなりの部分がまさに塩漬け土地の2割引き支援になっています。ただ現在も幾つかまだ残っています。これについても、私も含めて結構いろいろ職員が情報提供をしていますけれども、野洲の場合やはり交通の問題、

結構大きな問題ですし、まちづくり、社員の方の消費とか文化、それもあります。ただ、私になってからでも京セラの今の太陽光はかなりさまよっていましたが、さまざまな支援によって今の太陽光の立地ができたと思っています。その後、幾つかの関連会社をあの中に集約をしてくれています。今年の春も新聞にも報道されていましたが、東京に本社があった液晶パネルの事業所をこちらに持ってきています。百数十人の社員が移っています。他の事業所もそうでして、市内にある事業所、それぞれ今持っている土地の中に新しい機能とか事業所を加えてくれています。それも市もいろいろな応援をしています。

もう一つ申し上げますと、ある事業所が水がないという話で、半年ぐらいとまったんですけれども、それも市の水道では対応できないので、企業庁と話をしまして、そしてかつその便宜を持っている別の会社とも私は直接話をして、今はかなりの大きいな設備拡張、空き地に設備投資の計画が動いています。

そういったことで、田んぼを壊して山を壊してやるのではなしに、かなり今は立地機能とか関心のある企業と情報を緊密にしながら、これは企業情報もありますから公開はできませんけれども、相当やっているつもりであります。ただ先ほど申し上げましたように、東京からこちらに企業が来るときに百数十人の社員の方のかなりの部分が、野洲へ行きたくない、野洲自体を知らないということだったので、当時の事業所長等、こちらにいる社員の方たちが東京へ行って、野洲は住みよい、野洲はいい、野洲へ来たらいいいということで随分勧誘に行ってくれて説得をしてくれたという話を後で聞きまして、本当にうれしく思いました。ただ一般的にいくと、やはり野洲の土地的なそういう装備、消費とか文化とか教育とか、そこが劣っていますので、交通インフラ等先ほどおっしゃいました公園も、新しい開発でしたら公園は十分とられますけれども、そういった都市的な環境整備が必要かと思っています。

そのために、大反対をいただきました都市計画税等も、たちまちとはいきませんが、やはり市民のご理解がないといい都市環境はできないのではないかと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 頑張って努力をしていただいているということですが、現在塩漬けになっている土地も、市以前のときからやからもう10年以上もとにかくそのまま更地のままになっています。ですからその土地そのものを企業に活用してもらおう、村田製作

所がメガソーラーを国道8号線沿いにつくりました。企業が用地を確保しておられるところをそういう形で活用してもらおうとか、企業誘致をしてとか、とにかく税収を生み出す、土地を持っておられる企業に対してそういうふうな対策を求めていかなければならないのではないかと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然のことです。以上お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） そういう働きかけをしていただきたいというふうに思います。

3点目ですが、企業が決算前に機械を新しく入れ替えられる。利益が出て黒字になって設備投資をされるということは、それは私は結構なことだというふうに思うんです。しかしながら、償却資産のチェックというのは、固定資産税、税務課ではどのようなチェック体制になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これはもう単純な話でして、国税に申告をされますから、償却資産の場合はされますから、その情報を確認をして市の情報として償却資産に係る税を課税させていただいています。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） そうすると税務課には償却資産の課税台帳というのがあるはずなんです。その台帳と、企業を訪問して、そのあれが合っているかどうかという照合というのは、今はどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは申し上げましたように、国税でまずやはり控除といいますか償却していけますから、一番正式な正確なデータは国税に来ます。市にも申告が来ます。以前は市の申告をベースにしていたんですが、私になってからですけれども確認してもらったらやはり漏れがあります。悪意というよりは時差とか事務手続きで国税にはきちっとされます。でも市には、されるんですけれども制度はありますけれども、その相違があるので、今はそこを国税データをきちっとチェックすることによってやっています。市が直接出向いて行ってやることは二重になります。

今税は役割分担をしまして、市民の方の所得税の申告は市の職員が窓口になって、いわゆる確定申告時期にやっています。あの税のデータが申告が県税と国税に行っていま

す。国税の人が全部やっているわけではないです。同じように償却資産につきましては、国税で精度の高いデータが行きますから、それをチェックすると。従前は、申し上げたように、市の申告だけに頼っていたときには若干相違がありましたけれども、今は国税ベースにやって、現場を基本的に見に行くということはやっていません。ただ大きな資産ですと、参考のために研修ということで大きな償却資産を見に行つて職員のトレーニングをしている場合がありますけれども、基本的には国税データを確認することによって台帳にデータとして記載をしております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 地方税に関しては、固定資産税の賦課期日というのは1月1日、1月31日までというふうな形になって、法人の国税の扱いは事業年度、決算期です。そこで私はずれが出てきているやろうというふうに思います。この資産税に関しましては、これが漏れとかいうふうな形で合わないというときには、地方税法の規定によりまして、17条5の第5項の、資産の申告の漏れがあれば最大5年を限度としてさかのぼって徴収することができるということになっています。そういう意味において、最低でも私は5年に1度、申告されているから、国税が正確にされているからという形でなく、やはり市としてもそういうふうなチェック体制というのは、私はとっていかんとあかんのではないかというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的には申告税ですから、企業の方は設備投資されたら市にも固定資産、そして償却資産の申告をいただけます。ただ固定資産の場合は外からわかりますから、建物の場合は、ただ中の装備につきましては、当然申告がまず市への申告がベースでありますけれども、先ほど申し上げたように、国税の重要性の方が企業の認識が高いですから、一番のデータは向こうに行きますので、市のデータをベースにしつつ漏れがないかというチェックを今はしているわけです。ただそれを現場に行つてすべて見に行くというのはやっても私はいいと思いますけれども、今の人員の中でコストが見合わないし精度はむしろそんなに上がらないというふうに思っております。

幾らでも人を使ってそれで給料を使つてもいいというのだったらわかりますけれども、福祉、税でも本当に今は野洲の場合ぎりぎりにやっていますので、それを抜き打ち的に償却資産をチェックに行くということの意味が、どれほど重要性があるのか。むしろ質問を

しませんけれども、野並議員の、いわゆるコストパフォーマンス、費用対効果そして精度、償却資産を見に行って大型機械が判定できるのかどうか、そのあたりを考えていただいて、むしろ質問をいただければというふうに思っております。結構明白なことだと思っております。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 人の問題で言いますと、私は野洲市全体の職員の配置だというふうに思います。以前同和行政のときに言いました。近江八幡は終結をして総合センターの職員を全部引き揚げたということです。ですから、私は税務課に人が足らんというふうなことをおっしゃるのでしたら、今やはり税をきっちりいただくということを、本当に財政が大変大変といっておっしゃっているんですから、人で話がついていくというのだったら、人を配置をすればというふうに思いますが、スクラップアンドビルドとか何とか言われますけれども、全体的な職員の配置だというふうに私は思います。

次に固定資産税の部分の4点目をお尋ねいたします。家が建てられたときには開発申請が出されますから、いつ完成するとかいうふうなことは掌握されていると思いますが、税務課ではいつまでに現地に調査を行かれて、これはどのランクのというふうな課税にされるのか。またその後の調査です。外構工事やは全くされていないままで何年かしたら外構工事をされるとか、いろいろな形でぼちぼち家をつくっていくかというふうな場合もありますので、そういうふうなところの調査の期間といいたいまいしょうか、そういうのはどういうふうにされているんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 家屋につきましては外からわかりますし、今おっしゃいましたように開発とかいろいろな情報をもとにしてやっています。ただ即行くというのじゃなしに、年間に定期的にさっきご質問がありましたように、課税時期が決まっていますから、それを目指して不公平がないように計画をもって個々の新しい建物の調査に行っております。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） もう少し具体的にお答え願いたいんですけれども、課税も、新築の場合、屋根裏部屋、ロフトのあるような、3階建てになるんでしょうか2.5階になるんでしょうか、税金としては、屋根裏で何も使っていない2階建ての建物とロフトがあって使われるというのは、課税の基準というのか金額が違うというふうにお聞きしたんですけれども、建てられて大分たってしまったら、もうロフトがあるのかないのかもわから

ないというふうな状況、階段も中に入れてしまえばちゃんと閉められたらもう外側から何もわからない。だから建てられて調査するのが、期限があるからというふうな形で行かれますと、もうその期限までの間に1年近くあったら、もう何もわからないというふうな状況になってしまっているのではないかなというのが1点と、そういう意味ではきちっとどいう形で調査されるのかという、建ってからどれだけの範囲で調査をされるのかというのをお尋ねしたつもりなんです。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 課税ですが、大体建築基準法で床面積で判断をしています。要するに2階になるのか3階になるのかです。居室ということでちょっと若干あれですが、1. 何メートルの高さがあれば、居室としてうちも評価をしています。それ以下のものは物入れということですので、建築家屋上は評価をしていないというようなものでございます。あと、土地、家屋につきまして毎年航空写真をチェックしています。ここで現存のものと比較して、土地についても家屋についても、棟がふえているという場合はチェックに毎年行っておりますし、全戸訪問も、ある程度行政区を定めながら、全市を、かなり6年とか7年かかると思いますが、訪問しながら新たな課税客体があるのかないのかということも踏まえて調査をしております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 航空写真でのチェックは何人ぐらいでされているんですか。全市的ですからかなり比べていかないとふえているかふえてないかというのがわからないというふうに思うんです。昔の話なんですけれども、ある町で離れを建てたけれども全然大工さんに建ててもらって何の申請もしてへんかって、航空写真で離れがあるというのがわかって課税されたというふうな話を聞いたことがあるんです。相当昔ですよその町の話です。ですから私は航空写真というのはそういうふうな、表から見えないけれども、裏にそういう増築とか離れとかができていう場合は家屋税がとれます。ですから、チェックしていると言われて全戸訪問が6年から7年、でもこれはさかのぼっては徴収できるんですか。建築のそのときからできるんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 本市が課税した年度からと、言わば調査した1月1日現在です。翌年度から課税するというのでさかのぼってまでは課税していません。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 大変な仕事だとは思いますが、私はやはり税は公平でないと思えますので、6、7年目で見てかかったということだったら、6、7年前に建てはったところはそこは免れたということにもなりますから、ですからできるだけそういうふうな税をきちっととっていただくというのか、そういうふうなところの人の配置というのは、私は税務課にとっては市全体で税収をどう確保していくのかというところ辺においても必要だというふうに思うんですけれども、税務課では、もっときちっとやろうと思えば人の配置は何人ぐらいあったらできるんですか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。訂正します、市長。

○市長（山仲善彰君） 今はぎりぎりですけれども配置しています。それと何か抜けているところがあるのかどうかというところ、具体的に抜けているところがあるのかどうかです。私になってから幾つか精度の低い固定資産税がありました。前の場合はいろいろな作用が働いたと思いますが、現時点ではきちっと最大限やっています。ですから、現人員が足りない中でやっているというものではございません。野洲市の業務として適正な人を張りつけています。

先ほどの償却資産まで調べに行こうと思ったら、当然人が足らなくなって、そこに何人かを専門的な能力を持った人間を張りつけないといけないから、そこまでやることの意味がありますかということではございまして、今、心細い状態で税務あるいは資産税担当を動かしているということではございません。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 今、税の問題では、本当に課税ミスとか、最近も業者委託していた元のデータそのものが間違っていたとかいうところ辺でのとかいろいろな意味で、税金を還付するのやったらトラブルは起こらないと思うんですけれども、低かったから追徴というふうな形で来ると皆さんやっぱりむっとしますから。本当に課税をするというところにおいては神経を使われているとは思いますが、いろいろな税務課にとって滞納された人の徴収に回るよりか、やっぱりきちっととるべきところの税金はいただいくというそういうふうな仕事、やりがいがあると私は思うんです。

だから償却資産の部分に関しましても、そういうふうなノウハウ、いろいろな知識の向上も図っていただいて、人権の問題、企業同和では全企業訪問をするとかいうふうなそんなことにもなっていますでしょう。ですからそういう意味では、全企業訪問をする体制も

私はあるのではないかというふうにも思いますので、いろいろな形でやっていただきたいというふうに思います。

○議長（三和郁子君） ただいま市長より反問の申し出がございましたので、反問を許可いたします。市長。

○市長（山仲善彰君） お答えにも絡みますし、今後の施策で注文をつけられましたので、私はお答えしましたけれども、償却資産というのは大きな館の中にある最新の機械を見て、その資産価値を評価しないとだめなわけですし、見学に行くレベルとは違うんですけれども、野並議員のご提案は本当に、市内にある最先端企業の機械、工作機械、あるいは製造機械、その評価にあるいは再チェックに職員を対応できるように体制と能力を整えよということを実際に考えていただいているのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を許可いたします。野並議員。

○13番（野並享子君） 当然それだけの能力はつけていただきたいというように私は思います。そういうふうな企業訪問をし、資産台帳等チェックをするという、そういうのが野洲の中にあるということになれば、申告するのをちょっととめておこうとかいうのではなくて、これは東京都の大きい、東京都主税局のデータですけれども、やっぱりきちっとそういうふうな申告内容との照合、確認を行う。決算書及び税務署書類のそういう書類を拝見させていただいてやりますということで、ご理解のほどお願いいたします。なお、調査に伴い資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。お忙しいところまことに恐縮ですが、主税局都税事務所の職員が調査に伺った際にはご協力下さいますようお願い申し上げますというふうな、こういうふうな形でやっぱりされているというのが、まず必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時35分といたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第10号、第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） それでは、中学校の逮捕事件について一般質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、4月に野洲市内の中学校で3年生の生徒2人が逮捕されたという報

告がありました。その逮捕に至った詳細の経緯、私たち議員は伝えてもらっていますが、一般の方々には知らない方もたくさんおられると思うので、その経緯の詳細の説明をまず求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、逮捕に至った経緯についてでございますけれども、現在該当の生徒は、更生に向けて新たな一步を踏み出そうとして登校をしております。このような状況の中で、詳細を申し上げることは少し差し控えたいと思いますが、今回の行為につきましては、学校の秩序を乱し、他の児童・生徒の学習を妨げ、被害を与える可能性がありましたので、警察にも相談をかけ、被害届を提出したところでございます。警察で所要の捜査を行った結果、警察の判断により逮捕に至ったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 個人のプライバシーにも関わるということで細かいところまではちょっと答えられないということですが、今回の事件は大きな問題だと思うんです。それは学校そのものが、この行政教育のこともそうですけれども、保護者の方たちの中でも大きな波紋が起きているので、もう少し突っ込んで質問のほうをさせていただきたいと思っております。答えられる範囲でお願いします。

今回の事件は、私が聞いているところでは、教師に対する暴行が生徒から継続して行われて、先ほども説明がありましたけれども、警察に被害届を出した結果の逮捕ということになったと聞いていますが、確かに重大な犯罪に当たる場合警察に被害届を出して、少年法による更生の手続きというのも必要とは考えています。しかし同時に、警察というのは子どもの教育や更生の機関ではありません。なのでそこに過度に依存することは正しくないと考えます。

そういった点も踏まえて、今回の事件が4月の新学期が始まる入学式を終えてまだ間もない時期という点や、1人目の逮捕者の数日後に2人目の逮捕者となった点など、問題がある生徒に対する処置がちょっと拙速過ぎたのではないかという疑問を感じるんですが、そこら辺のことに対しての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 処置が拙速過ぎたのではないかというお尋ねでございますけれども、拙速過ぎたとは考えておりません。問題行動の実態を見て、さらにエスカレートす

る可能性がございましたので、警察に相談、そして連携をしながら速やかに対応したものと
いうふうに思っております。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） なぜ拙速過ぎたのかというこちらの考え、聞いているかといいますと、例えばこの大津のいじめの事件以来、警察の過度の介入というのがすごく問題が
僕はあると思います。見方によれば、学校側が早期の問題解決を図った見せしめ的な考え
というものがあるのではないかという、1つは疑問点、それと警察に被害届を出すという
ことは生徒の未来を放棄するということにつながるのではないかと。

僕たち自分たちの時代のときにもこういった暴力事件はすごくたくさんありました。野
洲の場合は殺人事件もありましたし、特に僕の世代のもう一つ上ぐらいの世代はすごく荒
れていて、いろいろな事件とか問題もありました。ただ、そういったこともたくさんあり
ましたけれども、最終的にはその当時の教員の方々とか学校の先生たちのすごく情熱ある
指導の中で更生していったということが、すごくたくさんありました。そういった面の点
を感じるわけで、今、滋賀県警と学校との連携を強めておられるというんですけれども、
そういう報告もありました、厳罰主義そのものというのは、やっぱり子どものうっ屈した
心というのをさらにゆがめるということにつながると思います。また、加害者の出席停止
措置とかさまざまな緊急的な措置とか、さまざまありますけれども、その間のケアとか学
習の補償とか、さまざまないろいろな補償も考えていかなければならないと思います。あ
くまでそういったことも考えて、学校内での解決の努力をするべきだと思うんです。

僕は今回の事件に関して子どもたち、同じ市内の中学校の同学年の子どもたち、あと保
護者の方にいろいろな話を聞かせてもらいました。今回これだけの大きな事件になりました
けれども、その子たちの背景にあるものというものをすごく踏まえた上で考えなければ
いけないというふうに思うんです。1つは転入されてきて、複雑な家庭の事情を持ってお
られる。そういった中で最初のころはそんなに大きな問題もなかった。ところがだんだん
荒れてきた。その中で家庭環境が複雑な子なので、家にも帰れずにマンションの踊り場で
寝泊りをしていた。それを保護者の方たちが見かけてそれはかわいそうだということで、
うちに泊まりなさいと泊まらせてあげたり、それほど荒れているというような子、問題を
起こした子としか僕らは情報をもっていないですけれども、保護者の方からすれば会っ
たらあいさつもするような子、すごくいい子やったその子が、教師をなぐるということは

もちろんよくないことですけれども、急に逮捕になったということを聞いてすごくびっくりしたという話をされてきました。

保護者の方はすごく心配なんです。いろいろな問題が起きますけれども、それが学校内で対応できずにすぐにこういった大きな事件に発展して、大きな厳罰をされてしまう、そのことに対して、自分たちの子どもたちもそういうような処置をされてしまうのではないかというような思いでおられるということを言っておられます。そういった点についてどう思われるのかお聞かせ願います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今回の事案について学校がどのように対応したのかといったようなお尋ねではないかというふうに思っておりますけれども、逮捕に至るまで、もちろん学級担任、そして学年の先生方、あるいは全校的にもそうなんですけれども、一生懸命考えてくださっていましたし、市の家庭児童相談室とか学校教育課も含めまして該当の生徒の本人へ直接指導したり、あるいは支援をしておりました。また、保護者との話し合いもしておりまして、時には深夜に及ぶといったこともございました。決してすぐに警察に言ったということではなくて、十分指導をしてきた中で今回のような件に至っているということでございます。

また並行して、この該当の生徒だけではなくて周りの生徒のことも考えなければなりません。やはり落ち着いた学習環境の中で学習をしていかなければならないといったようなことも考えておりまして、そういった両面から考えた結果、今回のようなことになっているわけでございます。

ですから、先ほど申し上げましたように、拙速し過ぎたのではないかというようなことは、私は決してそういうことではないというようにお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 次のというか、ごめんなさい、今回の問題が起きた市内の中学校がこれだけ荒れていたということを、今この問題に関しては保護者の方を含めて話し合いをされたとおっしゃっていましたが、全体として中学校に通っている生徒の親の保護者の方々たちというのは、全体として情報として知られていないのではないかと。そこは1つ疑問に思う点と、PTA総会の教育委員会側の説明がありました。この事件に関し

てそこであつたらしい。この事件に限つての質問を受けるという形で行われたらしいので、すけれども、その場で、もう保護者の方から何の質問もなかつたというような現状だつたと聞いています。それに参加されておられた保護者の中には、これはみんなの意見ではないですけれども、1つの意見としては、保護者の方がもともと学校に何も期待をしていないから質問もなかつたのではないかというような意見も聞いているんですけれども、その点に関してはどのように思われますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 5月1日に実施をしました保護者会のことについてのお尋ねだと思ふんですけれども、このときには教育委員会から経過の説明等は行っておりませんが、学校長から事件の経過、それから今後の学校の取り組み等について報告をしていただきました。その中で保護者からの質問があつたことはありますが、指導のあり方に問題はなかつたのかという、その1件でございまして、そのことにつきましてはきちつとした対応をしていたということを学校長の方からお答えをいただいたところでございます。

それからもう一点、問題行動云々というようなことなんですけれども、教育委員会としましては毎月1回は必ず学校の方から報告を上げていただいておりますので、こういう問題があるということについては把握はしております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 学校と教育委員会と力を合わせていろいろな取り組みをされておられるということは今もお聞きしましたけれども、これははじめと体罰の問題でも前回同じようにつながる問題なので、そのときもちょっと話させてもらったんですけれども、大切なのは学校と生徒と保護者とのコミュニケーションです。それは丸山議員が同じこの中学校の逮捕事件について質問をされたときに教育長が答えておられた、全国的に大きな問題がある中で、その根本的な解決が必要、子どもたちの家庭環境ということも踏まえて考えることが必要、保護者の協力なくしては前進はないということを言われておられました。全くそのとおりだと思います。

ただ、そう言っておられるんですけれども、現状がそうでないのではないかということを感じて、先ほどの保護者の方々の思いとかもちょっと伝えさせてもらっているんですけれども、僕自身は議員になって、5年前なのでそれまでの野洲市の教育のどのような実態だつたのかというのははっきりわからない、知らないところもあるんですけれども、

一応僕がいろいろなところから聞いている話では、基本的に野洲市は野洲町時代から親を、保護者を巻き込んでいろいろな問題を解決していくという姿勢がない、すごく閉鎖的だということを聞いています。野洲市は人権教育を進めている割には上っ面だけで守りの姿勢、体制になっているというような今までがそうだったというようなことも聞いています。だからそういった意味で、保護者の方々を巻き込んで、やっぱり学校と生徒だけでは、あと当事者の親だけでは解決できないことを、周りの生徒、周りの保護者たちも一緒に、巻き込むという言い方はちょっと悪いですけども、そこら辺もみんな連携をとって協力して解決していく方法が、すごく僕は大事やと思います。

ちょっと次の質問なんですけれども、逮捕された生徒の現状は、先ほど説明が最初にあったのでこれは通告していますけれども、今学校に戻ってきて頑張っているということなんですけれども、これも僕が直接保護者、学校の生徒と保護者からちょっと聞いている話なんですけれども、その生徒が帰ってきて今の現状はどうなんやという話を聞いたら、確かに問題を起こしてない。ですけども、相変わらずやと、態度が。また教師に対して殴りかかろうとした。それはなぜそこで問題にならなかったかという、それを周りの友達の子が、「お前やめとけ」と、「お前この間問題を起こしたやろ、今回また先生に殴りかかって問題になったらもう少年院やぞ」という、その友達の言葉に制止されて何とかおしとどまった。ただ、もともと、僕がずっとこの質問に関して言っているのは、学校に売られたと生徒が思っているのではないかという疑問があるんです。と思うと、やっぱり保護観察で帰ってきてても教師と学校と生徒の信頼関係というのは全然前進してないのではないかという疑問がそこにあるんです。だからまた帰ってきて殴りかかろうとしたけれども友達にとめられて、ただたまっているものを何か物にぶつけて、物をなぐって骨折したらしいという話は聞いているんですけども、それは報告が上がって、学校内の生徒と保護者からの話で、要するに実態は、今は問題なく帰ってきてやっていますという報告しか僕らは受けていませんけれども、やっぱりこの生徒が本当の意味で更生していくためにということが実際行われているのかどうかというのが、すごく疑問なんです。その点に関してもう一度お願いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校からの現状報告につきましては、2人の生徒につきましては、一応更生に向けて一歩踏み出しているというふうには聞いておりまして、今太田議員のおっしゃったようなことについての報告は聞いておりません。もしそういったことが事

実であれば、これは教育委員会の方にすぐに入るといふふうに私は思っていますので、どこから出た情報なのかということについては、ちょっと私もお答えはできませんしわかりません。ただ言いましたように、2人につきましては更生に向けて一歩踏み出している。だから学校としましては、あるいは保護者も含めましてですけれども、その支援に真摯に向き合っているというところがございます。

教育委員会としましてもやはり継続的に支援をしていく必要もがございますので、そういった方向で現在は取り組んでいるというところがございます。

ですから近隣にお住まいの方、あるいは太田議員が聞かれた保護者の方なんかにもお伝えをいただきたいんですけども、やはり温かく見守ってほしいということ、あるいは支援してやってほしいということは伝えていただけるとありがたいと、そんなふうには思っているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 学校内の生徒同士でそうやって助け合っているという現状があるということは、そういう意味では一歩前進だと思うので、もっともっと連携をとって、その子だけでなく全体としていい方向に進んでいければというふうに思っています。

次の質問ですが、これも前回のいじめ体罰の問題のときにもちょっと質問をさせてもらったんですけども、そもそも今の教育制度のあり方に対する矛盾とか限界とか社会的な背景というのが、結果的に今回のような逮捕事件につながっているということ、僕は教育委員会として認識していくということがすごく大事だと思います。今子どもたちが抱えているもの、強いストレスのもとに置かれていて、過去と比べものにならないくらい立ち抱えているからというのが1つの要因ではないかと。多発する校内暴力、学級崩壊、自傷行為など、子どもたちのさまざまな心配な行動の、これは背景になっているのではないかと思います。受験競争というのが物すごく低年齢化していますし、塾通いの割合はこの10年間で倍近くにふえているわけです。そのうちの4割の子どもが時間的にゆとりがないと答えています。子どもは忙しくて遊ぶ時間もない。子どもの遊びというのは、子どもの心を解き放って友達とのトラブルを解決したり人間関係も育んでいく上ですごく遊びそのものも大事なものだと思います。それが、その大切な時期にそういった機会が減っていくというのは大きな1つの問題だと思います。

その競争とか忙しさというのは人間をばらばらにして孤立させているというのが実態、

現状だと思います。子どもたちが友達に本音を言えないとか、友達の中にいるキャラを演じ続けるので疲れるというふうにも訴えています。今日はちょっと資料も用意させてもらったんですけども、ユニセフの国際調査の中で孤独を感じる日本の子どもの割合というのが29.8%に達していて、他の国と比べて、フランス、イギリス、オランダ、平均で7.4%です。他国に比べて段トツに日本の子どもが孤独を感じているというような実態がすごくあります。本当にありのままの自分でいいという安心感を十分持っていないままで、自己否定感が大変、自己肯定感がすごく低いというような実態になっているそうです。

今、例えば競争原理の中で、ゼロトレランス、寛容度ゼロという政策をご存知だと思いますけれども、これは各地で導入されていますけれども、子どもが悪さするのは、何かしらの悩みとか事情があるわけですから、そうした悩みの根本を解決せずに頭ごなしに否定ということは、やっぱり根本の解決にならないと思います。

あともう1個大きな点は、社会の情勢なんですけれども、やっぱり九十年代の後半から構造改革によって国民の中に貧困と格差が急速に広がっていると。競争原理が労働や社会の各分野に浸透し、人間的な連帯が弱まって、弱い立場の人々を攻撃するというような風潮が強まっています。弱肉強食の社会を正当化するために、競争に負ける方が悪いという自己責任論の考え方も広まっていますし、文化の中ではタレントをいじったり困らせたりして笑いをとる、そういったような暴力的な要素が組み込まれるようなものもテレビではよく流されています。

貧困の格差というのは、子どもの生活の基盤である家庭を本当に直撃しています。これももう一つあれですけれども、貧困ライン以下の家庭で暮らす子どもの割合が15%、先進工業国35カ国中の9番目の高さとなっています。要するに親たちの余裕がなくなって家庭の機能が弱まっているということも、すごく大きな原因だと思います。そういった中で、親も保護者の方も、競争的な教育や子育ての自己責任論の風潮の中での子育ての不安を募らせているということも、大きな原因だと思います。

そういった社会的な背景があるということをもまず認識してもらった上で、教育というものを考える必要があると思うんですけれども、前回こういったことに関しての答弁、認識を求めましたけれども、コメントをいただけなかったんですけれども、やはりこの子どもたちが抱えているものの根本を解決するためには、先ほども教育長は答弁された内容を言いましたけれども、子どもの家庭環境とか言われておられたので、そもそもの大もとのところも考えていくことが大事だと思います。

そう思うのか思わないのか、僕が今言ったこういったものの背景にある、そういうことを思うのか思わないのかという教育長の認識を伝えてもらうというのはすごく大事なことだと思いますけれども、どう思われますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 社会的な背景とかあるいは教育制度のあり方とか、そういったことについての認識を問われているんだろと思うんですが、太田議員のおっしゃるようなそういった要因も一因としてはあるだろうとは思いますが、私はそれがすべてではないと、そんなふうには思っております。

今回の逮捕事案を受けまして、それを教育のあり方とか貧困社会の問題だとか、そんなところに解決を求めても一向に進まないとは私は考えております。それよりも大事なことは、やっぱり学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を持って生徒たちに、やってはいけないことはやってはいけないのだといったようなことをしっかりと教えることの方が、私は大事であろうし、そのことを学校では一生懸命やっておりますので、その方向で進んでいていただきたいというふうには思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 教育長は背景にあるものはそんなに大したことではないという認識ですね。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 大したことではないというのではなくて、そういうことも一因としてはあるだろうけれども、それよりも大事なことはもっとあるんじゃないですかということをお答えしたわけでございます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） わかりました。認識はされておられるということで、その上で今の学校の現場で目の前にあることをしっかりと踏まえてやっていかなければならないというようなことですね。わかりました。

私は、もう両方大事なことであって、本当に根っこにあるもの、今説明をしましたけれども、今の社会の背景というものを解決しないと、そもそものところの問題、今は生徒もいろいろなものを抱えていますけれども、教師の方もいっぱいいっぱいだと思うんです。今の教員の方々は本当に時間がなくてという、そういったぎりぎりのところで今の学校現

場というものがあるので、根本のところというのを、大枠というのをやっぱり変えていかないとだめだというように僕は思います。両方大事なんですけれども、僕は社会的なものを変えていくことが1つ大事だと思います。

今回の件に関しては、僕は逮捕されたことがあかんとかそういうことを言っているわけではないんですけれども、やはり先ほども言いましたけれども、根本にある子どもの、起こした生徒のもうちょっと中に踏み込んで、根本的な原因を解決しながらその上で更生させていくということもすごく考えてほしい。ただもちろん人を殴ることはいけないとかこれやっちはいけない、あれやっちはいけない、ルールというものがありますからそれをしっかり守らせることも大事ですけれども、やはり鬱憤がたまってそういった暴力をふるってしまう子どもの内面というものもすごくケアをしてあげて、それも並行してその子を支えていく。学校の中でそういった生徒に対しての団結力というか、学校全体としてとかクラス全体として取り組んでいくことが大事だと思います。

それだけを伝えておきたいと思います。もう答えはいいです。

○議長（三和郁子君） 通告第11号、第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 2番梶山幾世でございます。6月度定例議会におきまして、次の3点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、南海巨大トラフ地震についてお伺いいたします。

東日本大震災から2年以上経過した現在も、日本列島では地震が続いております。国の中央防災会議は、今後南海トラフ巨大地震が襲ってくることを想定し、最大で34万3,000人の犠牲者と被害額220兆円を超える激甚災害を予測いたしました。衝撃的な被害想定ではありますが、その数字にとらわれず、できることから着実に備えを進めていくことが大事だと思っております。被害を少しでも減らすために、国や自治体、企業、そして私たち一人ひとりができる限りの対策を一つひとつ積み重ねていくことが大切ではないかと考えております。

内閣府によれば、建物の耐震化率を100%まで向上させるなどの対策を講じれば、倒壊死者数は8割以上減らすことができ、施設関連の被害額もほぼ半減できる。多くの人が助かれば、企業の生産、サービス低下による被害額は約45兆円から約32兆円へと3割程度軽減できると試算されております。自治体は建物、インフラの耐震化や老朽化対策などを着実に進め、企業は備蓄物資の確保などに加え、サプライチェーンや物流拠点の複数化、事業継続計画の策定をスピードアップさせること、地域社会や家庭も防災グッズの準

備や家具などの耐震対策、避難場所や避難ルートの確認など、日ごろから意識して備えを進めておきたいと考えております。

東日本大震災から防災減災対策の取り組みを本市でも進めていただいておりますが、今後南海トラフ巨大地震を想定した災害発生への備えのために、2年間の取り組みを総括し、次の点についてお伺いさせていただきます。

1、防災拠点となる学校、病院、公共施設などの建築物の耐震化や老朽化対策、非構造部材の点検と改修、また木造住宅の耐震改修はどこまで進み、今後これらをどのように促進されようとしているのか。

2、東日本大震災以後、企業で事業継続計画策定の動きも加速しているようですが、いざというときに使える計画になっているかが大事な点と言われております。有効な訓練を通じて対応力を高める必要が指摘されておりますが、役所、病院、企業への取り組みについて市の考え方をお伺いいたします。

3、3月27日に内閣府は防災対策に女性の視点を反映させるための指針を発表いたしました。我が町の防災計画にどのように生かされているのか、また今後どのように生かされようかとされているのかお伺いいたします。

4、地域社会における防災まちづくりや家庭における家具の固定、緊急避難袋、食糧の備蓄などの取り組みについて。

以上、当局の見解をお伺いいたします。

2点目、ワクチンと検診による子宮頸がん予防についてお伺いいたします。

二十代から三十代の若い女性にふえている子宮頸がんの予防ワクチンが、本年4月から定期接種化されることになり、子宮頸がん対策が大きく前進することになりました。3回の接種で約5万円かかる費用の9割まで国が負担することとなり、喜びの声は大きいものがあります。子宮頸がんは予防できるがんであります。ところが、現在日本で年間約1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が亡くなっているとのこと。予防することで救える命であるならば、その体制を最優先で整えるのが政治の責任であると思いません。それだけにワクチンの定期接種化は大きな前進ではありますが、これだけでは不十分とのことでございます。検診を含めた予防体制を整えることが大事だというふうに考えております。

子宮頸がんは、子宮の入り口であるけい部の上皮に発症するがんで、通称HPVと言われておりますヒトパピローマウイルスへの感染、これが主な原因と判明しております。こ

のHPV感染を予防するワクチン接種と検診の両輪を併用すれば、ほぼ100%妨げると言われております。

厚生労働省は、2013年度から子宮頸がん検診の精度を上げるため、従来からの細胞診に加え、HPV検査を併用したモデル事業を実施することになっております。女性の約8割が一生に1度はHPVに感染するとされております。感染しても、通常は免疫力により自然に消滅するようではありますが、たとえ消滅しない場合でも、すぐに子宮頸がんを発症するわけではなく、HPVへの感染が即子宮がんと過剰に心配する必要はないようであります。このため検査では、HPVの感染を調べると共に、100種類以上あるHPVのどの型かを測定していきます。この型によって引き起こされる病気に違いが生まれてきて、将来の危険性を予測する検査方法ということでございます。我が国から子宮頸がんを根絶できる日を目指し、全国でのHPV併用検診の早期実施に努めていただきたい、強い思いで以下の点についてお伺いさせていただきます。

まず1点、乳がん、子宮頸がん検診では、2009年より検診無料クーポンを実施してきましたが、受診率向上にどのように結びついてきたのか、現状をお伺いしたいと思います。

2点目、特に子宮頸がんの予防対策のためにワクチン接種と予防診とヒトパピローマウイルス検査の2つを組み合わせた予防検診の実施がこれからまた市へもおりてくると思いますが、この取り組みをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目、我が国はワクチン後進国と言われております。それはワクチンに対する正しい理解がされていないのが原因です。国が推奨するワクチンも含めて、国民の不安を取り除くために、国と地方自治体が一体となり、正しくわかりやすい情報を発信してもらいたいと思っておりますが、その取り組みについて。

以上の点について当局の見解をお伺いいたします。

3点目、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

昨年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み多数の死傷者が出るいたましい事故が相次いで発生したことを受け、昨年5月30日付で通学路の交通安全の確保の徹底についての国からの依頼に基づき、本市においても関係機関の連携による通学路の緊急合同点検及び安全対策に取り組んでいただき、現在グリーンの歩道等も目につくようになりました。平成25年5月31日付で文部科学省、国土交通省、警察庁から通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組みの打ち出しがされました。まず1つは、緊急合同点検

の結果に基づく着実な推進。2点目、通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組み。

3点目、地域における推進体制の構築。この3点が出されております。今後さらなる安全対策について、次の点をお伺いしたいと思います。

まず1点目、昨年の合同点検後の整備の結果についてお伺いたします。

2点目、歩道整備が今されておりますが、この歩道整備は万全な安全な体制であるのかどうか、お伺いさせていただきます。

3点目、昨年度に続き、今年度も通学路の合同点検の実施状況の報告も考えておられるようですが、今後の取り組みについて。

以上、当局の見解をお伺いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 梶山議員のご質問の1点目の、防災拠点となる公共施設の耐震化、老朽化対策についてお答えを申し上げます。

防災拠点となる市役所庁舎や学校施設など、主要な公共の耐震化は本年度で完成を見るような予定でございます。また、老朽化対策及び非構造部材の点検改修につきましては、本年度中に策定予定の点検マニュアルを用いまして、次年度から定期的な点検を行うことで、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。非構造部材の耐震化につきましては、学校施設の点検作業から行いまして、対策が必要な場合につきましては、国の交付金を活用し、耐震化工事を実施する予定でございます。

また、個人の木造住宅の耐震改修につきましては、平成17年度に補助制度を設けたところです。補助金を活用され、この間、改修工事を行われたのは14棟で、結果として自己負担が高額になるなどにより、診断を受けられても工事までには至らなかったというのが現状でございます。こうしたことから、本年度は特別に1棟当たり30万円の上乗せ補助を行うと共に、100万以下の改修工事についても新たに10万円の補助を設けるなどと共に、市民啓発も含めてあわせて行うことで、耐震改修の一層の促進を図っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

済みません、あわせまして答弁漏れで、保育所につきましては、現在計画に基づきまして、野洲の第1、第2、三上保育園が、今後新たな子ども園として耐震改修をしてまいりますので、それでほぼ主要な防災拠点が耐震構造を有するということになりますのでよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 梶山議員の南海トラフ地震についての２点目から４点目につきましてお答えいたします。

市の事業継続計画の策定につきましては、重要事業の継続を目的としているため、幅広い検討が必要となるため、現在はできておりませんが、見直しを行っております地域防災計画の中に、事業継続計画の策定の推進についてを掲げております。なお、この計画は、平成２１年度に新型インフルエンザ行動計画で導入をしましたが、策定には多くの時間と労力を要することから、まずは地域防災計画の見直し作業を優先し、その後、地震災害を想定した事業継続計画の策定を検討課題として位置付けをしております。

３点目の女性視点の反映でございますが、現在野洲市地域防災計画の見直しを行っているところですが、防災会議におきましても、市消防団の女性消防、YFLや日赤奉仕団などを参画していただきまして、防災対策などについて広く女性からの視点での意見を聞かせていただいております。また建設中の総合防災センターの施設検討委員会でも、女性委員に参画願い、意見等を反映させて施設となっております。

４点目でございますが、地震に伴う家具の転倒防止や、緊急避難袋の必要性等につきましては、東消防署等がさまざまな機会のたびに、家庭内での防火対策、防災対策の指導を行っております。また、食糧の備蓄につきましては、４，０００人分の１日分でございますが、１万２，０００食を備蓄しております、それ以上長期にわたる場合は、県及び応援協定市等からの物資援助を予定しております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それではワクチンと検診による子宮がん予防に関する梶山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目の乳がん、子宮頸がんの無料クーポンの実施による受診率の向上についてでございますが、２００８年度は、これは無料クーポンを実施する前年度でございますが、１９％でありましたが、子宮がんの検診率は２０１２年度、昨年度が２５％です。同じく乳がん検診につきましては１０．１％から１９．５％と、それぞれ向上をしております。無料クーポン対象者の受診率でございますが、子宮頸がん、乳がんとも３０％強で、無料クーポンをきっかけに受診される方が多く、受診率の向上に役立っているものと考えてい

ます。

2点目の細胞診とヒトパピローマウイルスの検査を組み合わせた子宮頸がん検診の実施についてでございますが、国は今年度モデル的な検診の実施により、その効果を検証することといたしております。滋賀県内の市、町は、県内広域で子宮頸がん検診を実施しておりまして、県と市、町で検討した結果、医療機関の精密検査実施体制が整っていないというところで、この検証事業の実施を見合わせることにいたしました。なお、国の検証結果により、細胞診とヒトパピローマウイルス検査を組み合わせた検診が、科学的根拠に基づく診断として子宮頸がん検診指針に位置付けをされた場合には、実施する方向で検討してまいりたいと考えております。また、この円滑な実施に向けて、県、他の市、町と協議をいたしまして、体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

3点目のワクチン接種についての正しい情報発信についてでございますが、本市では国の予防接種ガイドラインにより、妊娠の届出、新生児訪問、乳幼児健診などの機会に、予防接種の説明と勧奨を行っております。また、市のホームページ、広報などにも情報を掲載し、周知を図っているところでございます。今後も市民の方に予防接種の有効性、片方でリスクなどについて正しい情報提供を行い、十分理解をしていただいた上で接種をしていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 梶山議員の通学路の安全対策についての1点目と3点目のご質問にお答えいたします。2点目のご質問については都市建設部長からお答えします。

1点目の昨年の合同点検後の整備の結果につきましては、野洲市ホームページで公開しております、野洲市内通学路の対策箇所一覧表の29カ所について、昨年度及び今年度における実施状況並びに予算措置状況を確認いたしましたところ、8カ所の整備工事が完了いたしておりまして、3カ所が今年度の工事実施予定であることを確認しております。また、関係機関への要望事項につきましては、引き続き関連部署より継続的に要望をしております。

次に3点目の今年度の実施状況の確認につきましては、昨年度の危険箇所を中心に、各小学校区におきまして、今年度当初に、学校職員、PTA役員などによる点検作業を行っておりまして、新たな危険箇所についての報告は受けておりません。したがって、新たな対策箇所一覧表の作成は行わずに、現在ホームページで公開しております内容につき

まして、今年度末を目途に、関係者による再確認を実施し、更新を行う予定でありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 2点目の歩道整備の関係につきましてお答えをさせていただきます。通学路の緊急合同点検におきまして抽出をされました要対策箇所についてでございますが、その安全対策につきましては、関係者で協議をしながら社会資本整備総合交付金によって対策を行っておるところでございます。なお、予算措置につきましては、要対策箇所の予算要求に対しまして、ほぼ要求額どおりの配分をいただいている状況でございます。順次対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 梶山議員。

暫時休憩いたします。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。梶山議員。

○2番（梶山幾世君） それでは再質問させていただきます。

まず南海トラフの巨大地震について、今答弁をいただきました。きのうも防災対策については、るるさまざまな答弁をいただいておりますが、今回のこの南海トラフ巨大地震は、1,000年に1度あるというふうに想定をされている大きな地震が、最近特に毎日のように新聞とか雑誌等にも、どのように取り組んでいくのかということが出ておりますが、いざというときのために、本当に万全の体制が必要かと思っております。

今、総務部長の方からは公共施設の部分とかほぼ100%できる状況で進んでいるということで、山仲市長も学校の耐震化100%完璧にということで、あと保育園関係が残っているということも聞いておりましたので、この点は安心いたしております。あと非構造部材の点検につきましては、私は2回、去年の8月の代表質問でもさせていただきました。去年の質問の答えの中では、随時取り組んでいくということだったんですけども、具体性はないんでしょうか。ちょっと具体的な内容を総務部長からは、この非構造部材の学校のさまざまな大規模改修の折りにするとか、またしなければいけないところは早期に取り組むということで、前回の8月の質問のときには聞いているんですけども、具体的ところはわからないのかどうか、その辺再度ちょっと確認しておきたいと思っております。

それと市民部長から答えていただきました市の事業継続計画の策定、これは昨年も矢野議員もこの件に関しては質問させていただいて、検討していくという答弁であったわけなんですけれども、今日の内容では、地域防災計画の見直しの中にこの事業計画の推進を入れていくという、課題として取り組んでいくということで、具体性がどこまでどのようになっているところも不安な部分があるんですけれども、いざというときに使える内容をしっかりと整理して取り組んでいくということが大事かと思いますので、この見直しの中にしっかりと具体性を入れて、後回し、この21年度からの取り組みの中で災害を予測してということではありますが、今こういうふうに大きく言われておりますので、同時に、検討というよりもそこの中に入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと私の質問の中では病院と企業について、市がどのように関わっていかれるのかということをおそらく確認したいというふうに思って質問をさせていただきました。このBCPは、自然災害やサイバーテロ攻撃といった緊急事態での事業へのダメージを減らし、最大限の事業活動の継続と早期復旧を可能にするために事前策定する行動計画ということになっております。なかなか企業においてこの取り組みを加速して進められている大きな企業と、中小企業ではほとんどどのように計画していいかわからないという、そういう状況の中で進められていないのが現状だというふうに聞いております。日本は海外に比べて危機管理意識が低いというふうにされているようです。BCPの普及拡大のためには、この自治体と地域の中小企業診断士と商工会議所などが一体で啓発活動を実施することが今後大切になってくるということで、また、政府も専門家の育成とか政策的に後押しするなど、中小企業のBCP策定を、総合的に国も支援しなければいけないというふうには出ているんです。こういうことを考えると、野洲市全体を安全な町にしていくためには、病院に通う方もありますし、また企業で仕事をされている方もありますので、市としてはそういった連携をしっかりとっていかなければいけないのではないかとこのように思いますが、企業へのそういった関連、また野洲病院は市の市民病院ではありませんが、一応公設民営という形で、市もかなりの補助もいたしておりますし、中核的医療機関として入院されている方もありますし、また耐震問題も課題になっております。こういう状況の中で、市としてどのように関わって安全を確認していくのか、この取り組みをどのように確認していかれるのか、再度お聞きしたいと思います。

それから次に、予防ワクチンです。子宮頸がんの予防につきましては、これからの取り組みになっていきますので前向きに取り組むということがありましたので、ぜひ打ち出し

にのっとして早急に取り組んでいただいて、子宮頸がんで亡くなる方が本当に野洲市から根絶するように取り組んでいただきたいと思います。私の身の回りでも今子宮頸がんにかかって手術をしたくないのだけれどもどうしようかと、家族の方で悩んでおられる方もありまして、そういう声を聞くと本当に早く予防していれば助かったのではないかと、助かるというのかこんなに悩まなくてもいいのではないかという思いも抱いたところでございます。

それともう一つ、子宮頸がん乳がん検診、その予防検診率ですけれども、25%までに子宮頸がんも上がってきたということなんですけれども、国は50%を目指して今取り組んでおります。無料クーポンもそうですし、もっともっと啓発をして受診率向上に向けていかなければ100%命を守ることはできないと思うんですけれども、この受診率向上への取り組みと、もう一つクーポン券の利用度が30%ということでちょっと少ないのではないかというふうに思います。受けてない方へのフォローも再度送付等ではして下さっているようですが、もう少し啓発に工夫も要るのではというふうにも、我々も啓発していきますけれども、そういう点が課題ではないかと思いますが、この点の取り組みについてお伺いします。

最後に、先ほど部長が答えていただいた、通学路の安全対策でございますが、徐々に危険箇所から進めていただいているようですので、優先順位を考えて予算とも考え合わせた中で、しっかりと安全を進めていただきたいと思います。今日質問をさせていただきましたのは、歩道が安全かどうかというところです。先ほど教育部長は、その後安全点検をして別に危険箇所はなかったというふうには聞いておりますが、10日ほど前に、野洲病院から国道8号線のグリーンの歩道を歩いていて転んでけがをされたということがありました。道路河川課にはすぐに言うてはいるんですけれども、それでお電話がありましたので、まず私も行く前にどこが危険箇所があったのかと思って2回ぐらい8号線を運動靴をはいて歩いたんです。どこかそういう陥没とかはなかったんですけれども、ただ若干、底がスポンジの運動靴はあの舗装は歩きにくいという、ちょっと引っかけると転びそうになったんです。これをおっしゃっているのかと思いながらご本人の家に行きましたら、家の前の歩道で転ばれてズボンが破けてひざをすりむかれて、手足は7カ所ほど血を出した跡の傷がありました。聞きましたら、皆さんご存知かどうかかわからないんですけれども、小さな石ころを固めたような、ちょっと専門的な言葉はわからないんですけれども、石がとがっているんです。とがっているのとがっているのかいろいろなんです。手でさわ

るともう痛くて、転んですべって手をつくると血が出てきます。私もさわってびっくりしました。これはさわらないとわからないんです。

それですぐに道路河川課に行きまして、こういう実態なんだけれども、これはなぜこういう舗装なのかと聞きましたら、これは特殊加工で、国の先ほどの補助をいただいている内容で、今のこの舗装だと10年はもつのでしました。普通の舗装だとしょっちゅう3年に1回塗り替えないといけないということもある。2点目は、今の舗装の上に色をつけると、舗装の塗料ですべりやすい、その安全対策でしました。その3点です。色を塗るとはげるから何回もやり替えないといけないのと、最後は危ないのでこの方が歩く人にはすべらないからということで、その対処をしたということで、これはどうすることもできないということでしたので、ご本人にこういう事情だということでフィードバックしました。それで、これから歩くときに足をしっかり上げて引きずらないように気をつけて下さいということで言って、ご家族の方にも用心して下さいということで帰ってきました。ところが、きのうまた道路河川課へ行かれたとおっしゃっていましたので、聞いておられるかどうかわかりませんが、きのうの早朝にまた転ばれて、きのうのお昼に電話がありました。ちょうど議会の休憩時間に。夜に行きましたら、もう顔に見られないぐらいの真っ黒なあざの姿で、また同じように転んだんだということで、守山の市民病院に行って手当をされたということで、痛々しい顔をされていまして、本当にお気の毒に2度あることは3度あるといいますから、本当にもうこれ以上、次はどこかに行かないといけないみたいに冗談をおっしゃっていたんですけれども、それで私は全部そうなのかどうか、全部じゃないのけれどもその後点検をしたんです。今中山道のところも同じようなタイルです。北口の方のグリーンのところを見ました。車をとめてさわったんです。全然とんがってないんです。同じグリーンでも。この違いは何なのかと。できればそういうとんがらないような方法でしていかないと、児童が、今児童はもう元気だから足を上げて歩いていると思うんです。だから転んだ人がないからそういう声は聞いていないと思うんですけれども、高齢者が非常に今歩くのに危ない歩道になっているということに、私も気がついたんです。歩いて気がつき、手でさわって気がついたんです。

これをこのままほっていかれて大丈夫なのかどうかということをお伺いしたいんですけれども、ぜひ点検していただきたいと思うんです。私はとんがっている石というのは、本当はかなり凹凸が激しいんです。だからそれをやっぱり修理する必要があるのではないかと。というふうに、2回もけがをされた方を見て、きのう道路河川課にも行ったとおっしゃっ

ていましたので、その姿をご覧になっていると思うんですけども、部長には報告が行っていないのかもわかりませんが、そういうやはり、それもやっぱりそういった事実を言っていたかかないとわからないという、これは市民の声によって市民全体の人たちの安全が守られる。私たちも点検はしていますけれども、なかなか危険箇所をチェックといいますが、議員ができることも限界がありまして、そういった安全対策においても市民の声が頼りになる部分もありますので、この点特に、子どもたちの事故が起きない間に検討していただきたいという思いがありますが、この点について、以上の点について再質問とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 梶山議員の再質問の中の非構造部材につきまして、昨年もお答えをしておりますように、まず義務教育施設で実施をしていこうということで、照明器具、吊りもの、スピーカー等、そして転倒することにより危ない家具等のものということで、これは教育委員会でこれから取り組んでいくというものでございます。最初の答弁で点検マニュアル、市全体の施設の点検マニュアルはこれから策定をしていくと申し上げました。これによって全体の施設を長寿命化も含めて、また安心いただける施設として今年度中に作成をしますので、教育委員会が実施しまして、職員が目視を含めて図面を見やりますので、このあたりの実施結果を踏まえて、このマニュアルにも入れながら、安全な施設を今後も進めていくという形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 梶山議員の再質問にお答えいたします。

事業継続計画の策定の中で、県におきましては、県内の企業向けに研修会を昨年度に5回開催されております。その研修の中で3企業が事業継続計画を策定されたというふうな形で聞いております。それと、野洲病院におきましては、このような計画はまだ策定されておませんが、病院で、災害時における医療計画という形の計画を策定されておりますので、その中で対応されるということを知っております。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 梶山議員の再質問にお答えさせていただきます。子宮がん検診の受診率の向上に向けての取り組みということでございます。特に無料クーポンの未利用者の方には、再度の受診勧奨を年度途中にも計画をしております。今後も機会をと

らえまして、受診勧奨をしまいたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 先ほどの梶山議員の具体的なお話をお聞きしまして、そういった工法を採用している理由といたしましては、先ほど3点ほど梶山議員から述べられました理由からそういった工法をやっているということでございます。ただ、かなりそこだけがとがっておるというふうなお話でございますので、その点につきましては当然担当課の方では確認はしておると思っておりますけれども、再度現場の方を確認しながら、対応できることについては対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 梶山議員。

○2番（梶山幾世君） 非常に最後の山本部長の話のところを確認をしておきたいと思うんですけれども、野洲市内のそういった、今日はちょっと具体的な話が部長のところまで伝わってなかったということで、やはりあれだけけがをされて大変だということで、私もすぐに道路河川課の方に行って担当者と話をいたしておりますので、そういったことに対して、今の3つの観点から、仕方がないというよりもけがをされた事実というものを重く受けとめて、すぐに点検に行かれたのかどうかわからないんですけれども、もう少しきちんと部長まで伝わるようにしていただきたいというふうに思うんです。やっぱり担当者レベルでおさまっていいものと、やはり市長まで行っておかなければいけない内容とか、そういうものの連携というのは非常に大事かと思うんですけれども、こういった命には関わらなかったんですけれども、一步間違えば頭を打ったりとか、そうすればまた大変な、今は打撲とか、打撲でちょっと色が変わっているという、血が出て包帯を巻いておけば済むという状況ではありましたが、その辺、どの辺までが部長のところに行く内容というか、そういう基準があるんでしょうか。その辺の、特に道路関係とか、全体的に言えることなんですけれども、今回のことは、若干ちょっと私は2回も、本人もきのう行かれていますというのに部長がご存知なかったということに対して、非常にちょっと不安を感じております。やはりそういったことに対しては、しっかりと受けとめていただいて安全対策に努めていただきたいというふうに思いますので、質問としてはこの点再度お聞きしたいと思っております。

あとは皆さんが本当に命に関わる病気とかがないように、また震災が起きたときに、本当に皆さんが日ごろから、あったらやむを得ないというぐらい万全の体制で日ごろ生活が

できるように、お互いが連携をとりながら、我々も含めてですけれども、安心安全なまちづくりに努めていただきたいことをお願いいたしまして、質問としては終わりたいと思いますが、1点お願いいたします。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 当然聞く内容につきましては、必要なものについては聞いておりますし、ただ今ちょっと具体的な内容につきまして、担当課の方からメモを入れてもらいましたところ、北口の方の光タクシーの前ですか、このところにつきましては先ほどおっしゃった野洲病院のところと使っておる材料とも全く同じものでございます。ただどれだけ車が上を踏んでおったか、あるいはその時期とか、いろいろな条件があると思います。基本的には同じものを使っておるということでございますので、そういった道路の状況があらうかと思います。そういったことも含めまして再度確認をさせていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 49 分 休憩）

（午前 11 時 50 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○2番（梶山幾世君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前 11 時 51 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第12号、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは2点の問題について質問を行います。

1点目は新病院の整備についてであります。2点目は、予定されておりますあやめ保育所の移転についてであります。

それでは1点目ですが、3月定例会に引き続きまして、新病院の整備問題について質問をいたします。いずれにいたしてもこの新病院は、昨年12月に凍結されましたが、早期整備を求める市民の声も広がっているとも思います。また、きのうも一般質問でありましたが、新病院の整備に関するアンケートも実施されてきました。また、5月31日には公開討論会も開催されました。これら全体を見まして、多くの市民の皆さんは早期整備

を進めることを求めているのではないかと考えております。同時にきのうの一般質問の答弁でも、これまでよりは市長自身一步踏み込んだ答弁もあったようにも思いますので、この点も踏まえて質問をしたいと思います。

はじめに、先ほど言いました公開討論会についてであります。これに参加をいたしましてお聞きしておりました。参加者の皆さんからは、例えば「高齢化も踏まえて近くで安心できる医療機関は、病院は必要」また「高齢となれば、我々は遠くの病院には行けない。近くに入院できる病院があれば安心」また人工透析をされている方は「透析をしているが近くに病院がなくなれば、どこへ行ったらいいか不安でならない」など、病院の市内における必要性、強い意見が出されたと思います。

一方で、いわゆる財政的な検証や病院経営のリスク、また建設場所等について意見、要望も出されました。先ほど言いましたように、されど討論会全体を通じての参加者の意見は、市長も言われましたが、野洲市にやはり中核医療機関である新病院の整備を求める声が多かったのではないかと私は考えましたが、改めて市長はどのような見解なのかお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の新病院問題に関する先般の公開討論会の感想のご質問にお答えいたします。

たくさんの方が参加いただいて熱心にご議論をいただいたというふうに思って感謝しております。内容につきましては、おおむね賛成ですけれども幾つか懸念が表明されたという感想を持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それで、今言われましたが、これは公開討論会を通じて私の感想ではありますが、市長自身もどう思われるかちょっとお聞きしたいんですけれども、2点ほどちょっと印象に残る意見なり発言もあったわけなんですけれども、参加者からおおむねこういう話もあったと思うんですけれども、もちろん公立病院ですので、先ほど少し言いましたように、財政的観点や軽リスク等十分慎重な検討が必要なのは前提であります。いわゆる市民の命なり健康なり提供するのが当然病院でありますし、また人口5万の町であります。野洲市に市民の安心を託せる病院中核医療機関については、単に赤字黒字の議論だけで検討していいのか、検討の基本は市民への医療サービスの提供としての病

院が必要、この観点から議論をしてほしいという意見があったと思うんです。これはこれで私もそのとおりだと思うんです。

それともう一つは、これは多分市長自身の発言だったと思うんですけれども、病院、医療機関というのは、利用している人が実感として身近なところに必要性を感じている。逆ではないですけれども、現在健康でそう利用していない人から見れば、ある意味たちまちの必要性とかを感じない場合もあるのではないかと、あるいは他の町の利用でもいいのではないかと、そういうこともあったように思います。ここに病院の医療機関の必要性が集約されているような意見だと思うんですけれども、こういう市民の思い、要望について、いわゆる市民の願いに応えるのが公立病院の性格、目的、意義だと思うんですけれども、改めて公立病院とは何かということについて、市長の見解なり思いがあったらお聞きしておきたいと思うんです。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院というのは、民間でもあり得るものですから、公的に関与しなければいけないものではないわけです。教育もそうですけれども、今は高齢者福祉も同じように民間がサービスを供給して保険を公的に整備するということですから、一般的に言えば何も病院に手を出す必要はないと思っています。

ただ野洲の場合には、従前から言っていますように、野洲病院という病院があって、長年公的関与をしてきています。そういうことがあるがために、他の医療機関がきちっと整備されていないわけです。その中で今の野洲病院の状況を考えて、かつ市民の医療とかあるいは健康とかいったことを考えるのであれば、今パッケージでお出しているような案がふさわしいと考えています。

ただ、先般の議論もありましたけれども、公的病院だから、いわゆるかゆいところに手が届くというような観点で言っていただくと、また過大な負担になります。ただ私は公的病院だから、最後の拠り所になるというサービスは必要だと思っていますけれども、通常の民間で成り立たない部分を受け皿になるということで行くと、これは公的病院の肥大化とかあるいは経営が厳しくなるということになりますから、そこはどこまでをどうするかという議論をしないといけませんので、市が関与すれば大きな病院と開業医さんの間をつなげますと、そこは言えますけれども、じゃあ通常民間医療サービスで補てんができないところまでどこまでいけるかという、余り過大な期待を持っていただくのは困る。そこはきちっと歯どめが要るかとは思っています。

いずれにしても野洲の状況、そして市民が安心できるサービスということから、野洲市においては公的関与の病院整備が必要ではないかというのが私の考えであります。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） おおむね了解させていただきました。そういうことを踏まえて、これもきのう質問が出ましたが、過日のアンケートの結果であります。現在野洲病院を利用しているという回答、また新病院の整備を求める回答、私自身も確かに多かったと思います。きのうの答弁で市長自身もある意味想定以上に賛成が多かったという答弁もされましたが、この結果について、昨日の答弁で、専門家に結果の解析を委ねるとも答弁されましたが、現時点で市長自身この結果をどう評価しておられるのか聞かせていただければと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の、昨日も申し上げましたけれども、法定計画の基礎資料の調査ですので、いわゆるサンプル数とかそういったものについては一定の精度があるものと思っています。余りいい比較ではないのですが、最近選挙のときにさかんにやられている出口調査でも、比率としましては同じぐらいのサンプル数です。結構当たっていますから、そういう意味でいくと7割5分という普通当選になるのではないかと思いますので、これをもってすべての判断はできませんけれども、判断の参考材料に市民の方が活用いただけるのではないかというふうに考えています。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今市長が言われましたように、一定の精度は保たれているというのは、それは同感であります。それで今後専門家に分析を委ねるということですが、1点、この間議論されてきたことではありますが、市長の思いをお聞きしたいんですけども、新病院の整備を求める声は、学区による隔たりは見られていない、結果を見て思うんですけども私も思っているんですけども、この点ではまだまだ市民の中に、例えば中主学区の方では「そう必要でない」という声が多かったという声も意見も一時ありました。しかしアンケート結果を見ますと、高齢者及び交通弱者等がふえる中、近隣の市に、周辺に病院があるといえども、やはり交通網等々を踏まえると、私はある意味野洲病院周辺よりも、ある意味中主学区とか祇王篠原も含めてですけれども、かえって町から周辺の方ほど市内の中心に病院が必要であるという思いが、病院の必要性の学区の隔たりがなかったと、このアンケート結果を見て理解したわけなんですけれども、この点市長は

どうお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） アンケート結果の評価についてのご質問でありますけれども、今小菅議員が解析されたようなところまで言えるかどうかは、私はそこまではわかりませんが、いずれにしても均等にご利用になっているということだろうと思っています。これまで個々の議員からも、今おっしゃったような地域の方、駅から遠い方は今の現行の病院を利用されていないということでしたけれども、現在の野洲病院の利用形態もそうですし、新しい病院の意向も市内で余り地域性がなかったのではないかというふうに考えています。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） その点は確認しておきたいと思います。それと12日に野洲駅南口周辺整備構想検討委員会からの報告が出されたということでありましたが、質問通告したときはまだ出されていなかったもので内容はよくわからなかったんですけども、いずれにしろ当時示されていたイメージ案の中には、病院整備が配置されておりました。それで駅前の周辺の整備と病院整備の整合についてであります。さっき言いましたように検討委員会から出されましたが、報告では、報告内容は、約20年後を将来像として見据え、3つの機能を選別、市民活動拠点の整備ということで6点あって、今回明確に病院を規定されましたが、その辺について報告についてのちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この検討委員会は昨年7月から今日まで、一昨日までですけれども1年近く、市民の代表の方、いろいろな代表の方、そして専門家、あるいは交通機関、そして国、県の担当者に入ってもらった、かなり広い分野の参画を得た検討会だと思っています。そういう意味では多様な意見をいただいて集約されていると思っています。その中の議論として、駅前には今議員のご指摘のように、広場であるとかあるいは市民が活動できる場所、その中に病院も、病院というよりは健康というテーマの中で、市民が健康・安心を確保できるような病院機能も含めた施設展開が好ましいという提案をいただいたということだというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今言われたことの再確認ですけれども、6月3日の部長会議の議事録、これを見ますと、病院整備と駅前周辺整備はパッケージとして提案している。だから当初健康ゾーン、広い意味での健康ゾーンを言われましたが、明確にもう一体のもの

として病院を位置付けられたと理解してよろしいんですね。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまのご質問にお答えをいたしますが、従前から申し上げているんですけれども、物事の決め方の経緯ですけれども、部長会議の記録というのは、病院を市が関与してつくるのであれば駅前でしかあり得ませんという議論です。市が関与して病院をつくるのに、駅前以外であると、守山とか近江八幡とか栗東の病院と同じような距離感になって経営上も課題が生じる。ですから野洲市が関与するのであれば、駅前に整備するということでのパッケージでして、駅前整備の中でパッケージにはなっていません。

今回の提案の中にもはっきり書いていますが、まずこれは土台です。決して拘束するものではなくて、市民に専門家から見たらこういう機能があった方がいいというご提案の中に病院が組み込まれているわけですし、何が何でも病院をつくりなさいというものではないですが、病院という機能を組み込む方が野洲の駅前の市民のためにいい機能だということです。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） ちょうど前段にいろいろお聞きしましたが、ちょっと結論的にお聞きしたいんですけれども、きのうの答弁で、改めて市長の方から、今後推進するかどうかはいわゆる凍結の解除といたしますか、議会、ちょっと言葉は正確に議事録を見ていませんから何ですけれども、議会の大体の理解、たしかもう一段の賛成が条件のような感じのことを言われました。これが1つです。それからもう一つは、そこをクリアすれば9月議会に予算を提案したいということも確か言われたと思うんですけれども、9月議会という言葉が発言されたということはこれまでちょっとなかったことですので、この真意はどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） きんの丸山議員のご質問は、今後の作業はどうなるのかというご質問でした。きのうの答えは私の思いつきで言ったものではございません。先ほど質問がありました、野洲駅南口周辺の整備においても今後のスケジュールを示しています。まだこれを議会でお認めいただくかどうかは別として、研究機関と学生と市民のワークショップの中で、もう一段の具体化を検証していきたいと思っていますし、その後民間のアイデアをもらおうということを示しています。

病院の場合も同じこととして、今は凍結をしていますが、これは凍結というのはやめる

という意味じゃなしに、市としては最大限の議論をしていただいて素案をお出ししていません。議会の昨年末の結果がああいうことですけれども、賛同を強制しようとしているわけではございませんが、もう一段立体感のある議論をいただいた上で、もう一度表明、お考えを伺う。変わりなければ変わりが無いのでも結構だと思っておりますけれども、そういった経過を経た上で、先般の討論会だけではもう少し深まりがなかった。徹底的にディベート型で、賛成の方は賛成、反対の方は反対、その論拠はどうかといった議論の場を持たせていただいた上で、それで「病院を着手した方がいいだろう」という判断に至った場合は、きのうも言いましたが、野洲病院の事態というのはそう悠長には考えておられません。そしていずれにしても、財源を投下してつくるのであれば早く整備した方が、市民が便益を享受されます。いつまでも古い車に乗っているよりは新しい車に乗りかえて快適性と安全性を持った方がいいのと一緒ですので、速やかにということからすると、例えば構想、検討、あるいは調査費等の予算を、あげるかどうかは別として、検討会、先に言えば議会の議論、そして検討会の議論を踏まえて、そういった予算措置も想定されますということを昨日申し上げたわけでありまして。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 昨日おおむねそういうことは言われたとは思いますが、それでももう少しわからないのは、今そういうこれからの踏んでいく、例えば7月にももう一度討論会もすると言われたのちやいましたか。そういうことも含めて、いずれにしろちょっと聞きたかったのは、そういうことも踏まえて、市長自身としては結論としては9月議会を目途に一定の決着というか決定というかされようと、そういう立場で言われたのかどうか。

それともう一つは、その場合お聞きしたいだけなんですけれども、今市長が言われましたが、予算をつけるというのは昨年12月の素案でも書かれておりますが、病院の理念なり役割なり機能についての基本構想策定のための予算という意味になるんでしょうか。そこら辺ちょっと、9月を一定のめどと思つての発言なのか、あるいは予算をつけるとすればどういう予算なのか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後の病院の取り組みの予算の話ですけれども、つけるかつかないかはまだ議会の議論と討論会を前提ですけれども、踏み出すとなった場合には、名称はどうか分かりません。基礎調査になるのか基本計画、あるいは基本構想になるのか、

いずれにしても病院を整備するという前提の公の予算になるということです。これまでも予算をつけていただいていますけれども、これは現況の調査、そして可能性の調査ですので、踏み出すかどうかを前提にしていませんが、もうここまで来た場合は予算を提案させていただくとしたら、無駄にならないように、病院を整備するという前提での予算になるということを申し上げたわけです。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） くどくて申しわけないですけども、それら一連のことを進めて、9月を目途に市長自身として思っておいでなのかどうかです。別に9月にこだわっているわけではないんですか、この辺ちょっとお聞きしたかったので。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 再質問をするのは、反問をするのがもどかしいから言いますけれども、単純な話でして、野洲病院の状況というのは本当に大変な状況だと私は思っています。万が一市民の税を投入して整備するのであれば、早いに越したことはない。当然野洲市の財政状況とか、それは見ないといけませんけれども、そういうことからすると9月か10月か11月かは別として、できるだけ次の議会の機会をとらまえて、やる場合、踏み出す場合には速やかに予算の提案をさせていただくということを申し上げているわけです。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） おおむね了解いたしましたので、いずれにしろはじめに言いましたように、この間の一連の市主催の公開討論会あるいはアンケート等々を踏まえて、全体としては市民の多くの総意といいますか願いは早期の整備だと、そういう意向が表明されていると思いますので、引き続き推進の立場で努力していただきたいと思います。

次に大きい2点目のあやめ保育所の移転であります。これは以前の全員協議会でも報告がありまして、現在のあやめ保育所について、元市民交流センター建設予定地への移転が検討されています。現在あやめ保育所の敷地あるいは施設状態、また今後の保育行政、市としての観点から、私自身は移転、新築は妥当だと思っております。そういう中で移転、新築となれば予想される課題というか懸念について質問というか確認をしておきたいと思っています。

それではじめであります。この間市議会でも報告をされてきましたが、今回あやめ保育所側法人からの移転、新築の申し出に対して、保育園園舎の整備計画なり保育条件等の計画等々に対して、市として法人からどのような説明を受けられているのか。受けられて

いるとすれば、受けているとすれば、現時点での市側の評価というか見解、この基本をちょっとはじめにお聞きしておきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のあやめ保育所の移転に関わるご質問にお答えいたします。

あやめ保育所の移転につきましては、既に全員協議会で一定の情報をご説明させていただいているつもりです。簡単に経緯を申し上げますと、昨年末に、口頭であやめ保育所の課題と位置移転の必要性、そして市が持っている当該土地の利用の可能性についての話が、私にありました。その時点では急な話でしたので、「課題が幾つかあるはずですが、ただ、土地の性格からすると可能性がゼロではないので、具体的に検討します」ということでお帰りをいただいています。その後、年度が替わって4月16日に移転の理由、土地選定理由、そして今後の見通し等を示した文書が市あてに提出をいただいております。それをもって本格的に検討いたしてきました。

それと、全員協議会でもお示ししましたように、あやめ保育所の位置付け、民間保育園でありますけれどもむしろ小菅議員の方がよくご存知のように、旧中主町から公立の保育所を民間に移管するという形で、土地の無償貸与、そして建物の無償譲渡ということになされています。その他、市道の拡張ですとかいろいろな便宜があります。今回検討で明らかになったのは「旧の特定保留地に移転するときにも便宜を図る」という口約束があったようでありまして、そういったことも含めると、可能な限りの支援をすべきだというふうに考えております。

一番引っかかっていたのが、ご提案の土地の性格です。最初内部で検討しましたときには、当然まだ大きな起債が残っています。それとの絡みで一括償還が迫られるのではないかということでした。約6,500万円です。私としては多分分野が一緒なのでいけるのではないかと思ったんですが、当初内部ではだめだということで、県と私も直接交渉しましたら、制度的に可能だと。起債の同意権を持っている滋賀県も可能だということでしたので、それだったら大筋は可能だということで、協議を今日まで進めてきたところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それであと何点かお聞きしたいんですけれども、今回移転に関

して市として考えることと、それから法人としてどうするか、どう考えるかということと
いろいろあると思うんですけれども、今回あやめ保育所が移転を予定されておりますが、
ご承知のようにあやめ保育所も本園の方が定数90で、分園が20でした。近年ほぼ定数
満杯状態です。そこら辺を考える、それが1つです。2つ目には、中主学区の場合は民間
保育所ということもありまして、子ども園構想はないと思うんですけれども、そういう中
で、幼稚園では当然預かり保育をしているわけなんですけれども、今回あやめ保育所の新
築移転となれば、幼保を別々の預かり保育解消、保育所一本化の考えというのは、あるの
かないのか考えられないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のあやめ保育所移転に伴う幼保一元化のご質問にお答え
いたします。

それはもう園の自主的な判断によると思っています。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） わかりました。園は園としての思いもありますけれども、市の
保育行政の観点もありますので、その点もぜひ検討していくべきだと私は思っております。

それとこれも法人側の問題かもわかりませんが、さっき言いましたように、本園と分園
があるわけなんですけれども、新築、移転となれば分園方式はどうするのかどうか、なくなる
のかどうか、この点については法人側はどうお思いなのか、市として何か意見を言ってお
いでなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あやめ保育所の分園につきましては、これもまず法人の自主的な
判断だと思いますけれども、制度的に考えれば開園されて間もないわけですし、国の補助
金も入っていますので、いずれにしてもせっかくの施設ですから、今、市内では待機児童
がおられるわけですから、当然継続というのが普通のことだろうと推測していますけれど
も、最終的には園の判断で対応されるべきものだと思います。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） いずれにしても、完全2園制となればまた別の話かも知ら
ないんですが、いわゆる今回新築移転で、新たな、場合によっては定数増も含めて考え
られるとすれば、にも関わらず分園方式が継続となれば、場合によっては結果として運営
費の増大につながる懸念もなきにしもあらずですので、そういう意味でお聞きしたわけで

ありますので、そこら辺十分また検討されたいと思います。

それと、いずれにしましても保育行政というのは、基本は市が責任を持つわけでありませんが、移転の場合、施設整備費あるいは仮に市有地の借地になると思うんですけれども、結論的には民間保育園といえども法人としての経営上、これらの費用増大による保育へのしわ寄せがあってはならないと思うんです。その点どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 保育へのしわ寄せのご質問にお答えしますが、しわ寄せというのは、保育料はもう決まっていますから、しわ寄せは私はないと思うんですけれども、あとはもう自らが企図されて移転をしたい、それに対して通常の補助、そして土地の貸与ということをおっしゃるので、そういった園の法人の主体的な判断を最大限尊重したいと思っています。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） その点で、これはちょっとこの間、市長がいろいろ、今後土地の市有地の貸し付け問題なり、あるいは土地建物の法人等の借り入れに対する補助のあり方について今後見直していくということも言っておいででした。整合性の問題等も含めて。その点でちょっとお聞きしたいんですけれども、あやめ保育所は中主町時代に土地は無償貸し付け、それで建物は無償譲渡したんですね。ちょっと間違っていたら指摘してほしいんですけれども、たしかきたの保育園は、同じく法人であります、土地取得費、建物の建設費、これら借り入れの元本、利子は市が補助している。事実上公設みたいな感じになっているわけです。それと明照保育園、これはこの中に県有地があるんです。そこを市が借り入れて保育園に無償貸し付けしているんです。それであと、民間の認可保育所では、モンチ、しみんふくし、これは文字どおりすべて自前です。いいか悪いかという議論もあるんですけれども、保育所によっては無償、有償等々、いろいろこれがあるんです。

これは言いたい趣旨は、保育園によっては手厚い、保育園によってはそう手厚くないということが考えられますので、その点ばらばらという言葉はおかしいんですけれども、そこら辺どう考えたらいいんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） どう考えたらというのは私が聞きたいぐらいで、私が就任以来ずっと問題にしていることで、ルールなき配慮みたいなことがなされています。ですか

ら栄の第2保育園のときでも、今議論がされているようなことになってしまうわけです。ですから、過去のことは整理が簡単にできませんけれども、できるだけ公平、公正な対応をしようと思っていますので、過大な負担を求めるつもりはないですけれども、まだ大きな借金が残っていて市民の税金でお返しをしている土地ですから、できるだけルールにのっとってと思っています。ただ、過去の経緯、それと保育園の運営も配慮した上でと思っています。だからゆがんだルールを前提にして物事を考えるというものではないだろうと思っていますが、配慮は要と思っています。

一番典型的なのはいつも言っていますように、びわこ学園の11億5,000万、これも実質無償で旧の土地と交換という公印が押してあったので私はここまで整理をしてきたわけですが、この場合でも本当はすべて無償というのはふさわしいかどうかはありますけれども、もう前の約束がしてあったのでこうしました。

ただ、今後はやはり市民負担でまだ返しているような土地については、一定のルールに基づいてやっていきたいというふうに考えています。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 一定の整合性、ルール化というのは、今市長がこの間検討を今後していくという話ですけれども、この問題に関して私が聞いたかったのは、先ほど少し言いましたように、結果として保育園経営を圧迫して、結果として保育内容の低下につながったらだめなのでそういう観点からお聞きしているんですけれども、例えば今回仮にあやめ保育所が移転するとすれば、整備費は当然億単位、2億とも言われておりますが、当然補助等を含めて4分の1ぐらいは自己資金が必要だと思うんですけれども、それは施設建設費ですけれども、それで先ほど言いましたのは、今あやめ保育所は市有地は無償貸し付けです。これはそうすると市長のお考えでいくと、見直すとすれば、市長自身の考えとしては今後は多分有償の方向になるんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員はご存知だと思いますけれども、今のあやめ保育所は建物の場所は市の、というか旧町の土地ですから無償でお貸ししていますけれども、隣接の駐車場、これは明照の場合と一緒に、県じゃないですけれども民間から市が借りて有償でお貸ししています。ですからすべてが無償じゃないわけです。これもまた私は異例だと思うんですけれども中途半端なわけです。ですからこれまでのルールをきちっと整理をして、そして公平の原則にのっとって、そして当事者とも話し合いをして、過大な負担にならない

いように、でもやはり公平性の原則を貫いて公開制でもってやろうと思っています。

以上です。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今の保育所の隣の駐車場は当然今市長が言われたとおりに存じていますけれども、それで今回は、多分借地料か有償の方向で考えておられるそうなんですけれども、それはそれとして、当時中主町のときに法人をつくられてあそこに行かれたときに、当時中主町が運営資金の貸し付けをしているんです。それは10年の返済で、それは24年度に返済したとお聞きしているんですけれども、10年だと年間80万円前後の返済をしていたと思うんですけれども、今度有償化となれば、これだけでは済まないのではないのか。といいますのは、最終的に結論的に言いたかったのは、結果として保育園の経営を圧迫する、ひいては保育士の労働条件なり保育内容の低下につながるのか、そういう心配、懸念があるので、民間保育園の今のばらばらの補助体系を統一するのは必要かもしれませんが、されど負担をふやすと保育条件等々の労働条件等々の低下につながると、またそれは問題というか心配ですので、そういう立場でお聞きしたのでして、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問の趣旨がわからないんです。私も当事者のことを尊重してやると言っています。ただ、これまでの経緯だけで物事を判断したらだめです。今もおっしゃったように、高価なマンションを所有して運営しておられるところもあるわけです。それならそこへ、職員はそういう議論までしたわけです。ここを優遇したら、既存のマンションで借りておられるところへの支援をどうしましょうと。それを言い出したら本末転倒になってしまいます。ですから、過去の経緯から言えば中主幼稚園を巨大なものにあそこに持って行って預かり保育をしようと、これは私は前から言っていますけれども、その政策判断がよかったかどうかもあります。そしてかなり古い保育所の施設を民間に、無償ではありますけれども、過大な負担が行っています。

ですから私は悪いようにはしようとは思っていません。今回たまたま、課題は私は初めて聞いたわけです。建物をあそこへ建て替えようと思ったけれども、それだったら工事中のレイアウトも大変だし、そして中途半端なことをするよりはどこか土地を探したら、いろいろ当たったけれどもあの土地がということで、これも最大限の私は配慮だと思っています。普通だったらもうだめだったはずですよ。市役所の検討で6,500万一挙に返すか、

どうも内々はあやめ保育所に持って下さいみたいなことも言っていたみたいですが、それを真剣に可能な限り、子どもたちのことを考えて、今のあの土地の利用からすると可能性はあるのでというので、かなりの制度も調べてかけ合っています。

もう何か小菅議員の方が何か成果をとろうと思っているのか知らんけれども、疲れますけれども、悪くはならないようにこれから慎重に経営も考えながらやろうと思っています。むしろ小菅議員の意見をはっきり、無償にせよとおっしゃって、他もどうなのかとか、政策パッケージで言っていた方がはっきりするのではないかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 答弁的反問権を行使していただきまして。

市長が言われるように、例えば民間保育園が6園ありますけれども、確かに補助制度がばらばらです。これは問題だと思います。その整合性は大いに公平の観点からしていただくのは当然だと思います。ただそれを考える場合に、結果として本来保育行政は行政責任という観点から見れば、結果として、さっき言いましたように、経営圧迫による労働条件の低下とか保育内容の低下につながる観点から検討して下さいということを行っているわけでありまして、確かにそういう立場で検討すると言われたので、私はそれはそれでいいと思っているんです。そういうことも考えられるので、十分法人ともご相談、協議もしていただいて、適切な、私は今回の移転に反対しているわけでも何でもないですので、賛成、反対と言われれば賛成の立場で質問しておりますのでご理解いただきたいと思いません。

それとただ、予定地です。若干どうかと思うのは、敷地面積の関係です。たしか今の保育所の敷地面積が2, 599平米、それで予定地は3, 153平米で、ざっと600平米ほど広いんですけれども、必ずしもかなり広がったということではないんです。それで今の保育園でも駐車場問題とかあるいは保育園の本体でもかなり窮屈な園の配置にもなったりしていますので、そういう意味では駐車場の関係等も含めて、その点は懸念というのではないのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど来から申し上げておりますように、これはあやめ保育所、法人が自ら意図されて、そしてあの土地を使って成立可能だというご提案を受けています。ただ、余りこちらがそこまで配慮をするようなものではないと思っています。ただ、適切な

保育が確保される、ここの観点は重要ですけれども、駐車場がどうのこうのとかといったことについても、いろいろ聞いてはいますけれども、この場で細かいところをお答えするようなものではないと思っています。いろいろまだ法人としての企業的な感覚で取り組まれております。現あやめ保育所でも隣接地を有償で借りておられて運営しておられるわけですから、他の保育所も全く一緒です。民間保育所を私も年に少なくとも1回は必ずすべての保育所を回っていきまして、園長とか保育士さんからも話を聞いていますが、砂場がないとか広場がないとか、でもそこを皆さんいろいろ工夫もしておられるわけです。だから同じように均等に、野洲の子どもたちが健康に安全に保育されるということは大事ですけれども、土地が狭いとか狭くないとか、ちょっと今はそこまで議論するようなものではないと私は思っております。

それと先ほど園ともコミュニケーションをとってとおっしゃっていましたが、少なくとも小菅議員に負けないぐらいに、園長はじめ理事等意思決定の方々ともコミュニケーションをとっておるつもりをいたしております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） もちろん、ある意味ですけれども、もちろん行政ですので、一市民あるいは一議員よりも密接にコンタクトをとって協議を仕はるのは当然のことだと思います。

その関係では、あとは地元自治会との関係はどうなっているのか。これは確認だけでいいんですけれども、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

いずれにしましても、基本は市長が言われるように法人なんです。それと実際今後の園舎あるいは施設配置というのは、まだまだこれから設計、仮に決定されれば、まだまだこれからの話なんですけれども、そういうこともいろいろなことも当然懸念とか課題とかあれば、それを解決していくのは原則は法人であったとしても、市は市として保育行政を預かる市として、それはそれで相談にも乗る、場合によっては意見も言うのは当然だと思いますので、そういう立場でご質問をしたつもりなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然そうです。認めているのは野洲市ですから。ただ何かご質問がちょっとニュアンスがよくわからない。何かいかにも後から出てきて支援していますみたいなんですけれども、この話は本当にいろいろな方のご支援、先ほどご質問があった地域も含めて、私も今回話があったときに一番最初に職員に指示をしたのは、可能性の検討

と地域の了解です。そこから物事は動いています。いい関係になっているという報告を聞いていますし、私も個々の自治会長さんにもお話をしています。むしろ歓迎するという意向が示されているのが大半だというふうに思っています。当然、公的な施設ですから、民間であっても公的なサービスですから、いいサービスが適正に供給されるという観点からの支援なり協力は十分していこうと思っています。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） わかりました。質問を終わりますけれども、私自身としては市長と同じ立場で質問をしているつもりなんです、何か市長の方が別の意図、目的を持って別の観点から質問をしているようなことを言われますが、そうではないということを明らかにしまして、終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第13号、第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） 議長から質問を許可されましたので、質問をさせていただきたいと思います。また、議長がいつもおっしゃっておられますように、簡単明瞭にせよということでございますので、それに努めたいと思います。多少ずれることになるかもわかりませんが、お許しいただきたい、このように思います。

今回質問、通告書を出させていただきました。これも簡単明瞭に書かせていただいております。野洲駅南口整備と北口整備（案）についてでございます。

南口の整備につきましては、スピード感を持って取り組まれ、早急な実施計画を立てられたい。また活性化策、にぎわいですが、それについての考え方を聞くものでございます。あわせて北口整備のこれからの概要もお示しをいただきたい、そういうことでございます。

まず1点目、観光振興について質問を出させていただきました。これは24年度の結果論ですが、その観光に対する効果、そしてこの25年度の事業計画、どのようなものをされるのかということもお聞きするということでございます。

その前に、各、これは担当部長に答弁をお願いしておりますけれども、この前は駅前の南口の大屋根ですか、あれの高さが間違ってたというようなことでございました。また先日には、人事案件の中でもいろいろございました。こういうこと、また山仲市長就任以後、耐震対策事業とかいろいろな学校対策事業に関しましても不具合が何回かございました。これはなぜかということです。やはり部長、今日もほとんどが市長が答弁をされております。

すけれども、部長、いろいろな協議会の中におきましてこういう議会の中におきましても、やっぱり部長が責任ある回答をすれば、自分の担当している部署、国で言いますと部長は大臣です。総理がおられて大臣がおる。大臣、やっぱりその担当大臣は担当のことは責任を持って物事に取り組んでおられると思うんですけれども、いかんせんそういう今申し上げたような結果になつとる。設計屋が悪いとか、施工屋が悪いとかいうような中で処理されている。またそれも、市長がいちいち事細かく説明をされ、また一定の謝罪もされたこともございます。そこまでやっぱりこういうことは、部長がもっと責任ある、平生任された事業は、やっぱり注意をして指導監督していかないと、こういうことはやっぱりまた市長に結局行くわけで、これは私から見たら市長が気の毒な話です。市長は部長をかばっておられるのかどうか知りませんが、こういうことのないように、ひとつ部長に答弁をいただきますけれども、責任ある答弁をしていただく、これは当たり前です。そしてこれからのいろいろな担当される事業に対しましては最後まで責任を持つという、そういう意識でひとつ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。前置きは以上にしておきます。

駅南口の開発、これはご承知のように、今おられます部長、この駅前開発につきましては、これは昭和57年から始まっています。もう皆部長はほとんどその時分からもう職員さんでおられました。そういう中であれから30年。やっと市が独自で駅前の南口の開発の絵をかけるという、かいているという最中です。そんな中で部長連中は今まで野洲駅、当然毎日ほぼ目にしておられるし情報もあると思うんですけれども、今の現状、前から私も言うておりますように、当然人が1日1万4,000人ぐらいの乗降客がある中、その中には車いすの方、また自転車の方、いろいろございます。歩行者もたくさんおられます。今のそういう方の現状、エレベーターで移動されている方も多くおられるわけですし、やっぱりこういう駅を何とか、30年間何とかいいものにしていかなあかんと思って、皆そういう思いを共有してきたと思うんです。そういう中で今は案として絵を見させていただいている最中です。そしてまた、いろいろな検討委員会で皆さんからもご意見をいただいている、こういう中で今南口が整備しておりますし、これは私もスピード感と言うには、前にも言いましたけれども、やっぱり30年もあってやっとならざるということ、早くいいものを作りたいということで、事業計画、これは24年、25年で南口をやってしまう、それから次は北口だというようなことです。

駅へ行くと、駅前に計画の看板が上がっています。完成が26年の秋ごろとたしかかい

である。私ら聞いておっても24年から25年度ぐらいにはして、26年にはもう次の、今問題になっていますアサヒの跡地等々をどうするかということにかかっていかないかんというこういう中ですけれども、これははっきりしてもらわなあかんし、市民に示した以上はそれに遅れるということは、過去は往々にしてありましたけれども、遅れるということはまず私はもう絶対にそれはあつてはならんというように思いますし、そういうつもりで部長連中に取り組んでいただいているというように思うわけなんです。

そういう中で駅前周辺整備、検討委員会からいろいろな意見がございますけれども、私が一番言いたいのは、やはり活性化、にぎわい、これです。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後1時56分 休憩）

（午後1時56分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。河野議員。

○20番（河野 司君） それでは今の南口をどうせえとおっしゃっておるのかということです。やはり今私が言うたように、歩行者、自転車の方がたくさんおられる。やっぱり不便を感じておられるのは確かでございますので、今絵をかいているのは案ですので、この中で私は、また北口も整備されますけれども、この際、やはり私が前から言うてるように地下利用、そして上利用、屋上利用と地下利用、前には地下利用は費用対効果は無理やというご答弁をいただいておりますのでそのことをふれていませんけれども、やはりこの絵を見ても、地下利用という話が全くない。そして南北道の歩行者、自転車がそういう往来できる、にぎわいを創出するには、人が往来をうまくできないと私はだめだと思っております。だからそれをこの際、やはり進めていくというか、部長が責任を持って、それは20年スパンでこの事業計画、駅前整備はなっているんですけども、その間一刻も早くそういう駅にするためには今から動いていただく。当然にぎわいをつくる。あの絵を見ても、商業スペース。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後1時58分 休憩）

（午後1時58分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。河野議員。

○20番（河野 司君） 南口につきまして私の言いたいことはそうなんです。やっぱり地下を利用した形の歩行者、自転車道の地下道を今のうちに一定のスペースがとれないか

ということ。これは北口とも連動しますので今しかないと思うんです。

それとやはりにぎわいの創出には、担当部長が、やはりもっと地元の商工会、ここらに働きかけて背中を押していただかないと。今の商工会としていろいろな話が出てきてないと思うんですけれども、それはなぜかという、今の駅前をどうのこうのというのはやはり自信がないんです。だからそれは、私も押しているんですけれどもなかなか動いていただいていないのは現実です。そこはやっぱり行政がちょっと背中を押すという形をとっていただかないと、地元のそういう方ともっと生かすという、そういう発想も部長も考慮していただきたい、このように思うところでございます。

あとは北口のこれからの工事の概略、これは一つの景観とか安全とか利便性とかいろいろなことを考慮されて一応絵は出ておりますけれども、あれはあのままで行かれるのか間違いのないのか、ちょっとそういうところの説明もいただきたいと思います。

あとは観光振興です。観光振興、これは24年度の経過、結果と25年度の事業計画、これをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 河野議員の答弁要求者が政策調整部長になっていましたので、私の方から答えさせていただくのでよろしいでしょうか。先ほど来いろいろ聞いていますと、南口の今のことかと思っておりますけれども、とりあえず私の方からは、南口整備についてのことについて絞ってお答えをさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を設置いたしまして、今日まで検討いただいてまいりまして、6月12日に検討をとりまとめた報告をいただいております。この報告では、市民が駅前に求める6つの機能について示されておりますが、整備構想策定に向けた土台としての位置付けであることから、この報告を基本にさらなる検討を進める予定であります。南口整備については約30年間とまった状態であり、市民の皆さんの期待や関心が高いことは十分認識しております。したがって、まちづくりの主体である市民の皆さんが作り込んでいく、かつ実現性や持続性のあるにぎわいづくりを念頭に、スケジュールの提示はもちろんのこと、これまで同様にオープンな議論による検討を進めていく予定であります。

今後の検討につきましては、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会に学識経験者として参画いただいております滋賀県立大学の松岡教授、あるいは立命館大学の及川教授と、これまでの検討経緯を引き継ぐ形で学生を交えた共同研究という手法により進めるべく、現

在調整中であります。市民ワークショップの開催やヒアリングなどを通じて、市民の皆さんの思いと専門家のノウハウを融合させ、駅前のポテンシャルを最大限に生かせる提案づくりを進めていく予定であります。また詳細が決まりましたら、随時議員の皆様がたにもお知らせをしてみたいと、このように思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 野洲駅南口整備、それと北口整備の件につきまして3点目の北口駅前広場の整備につきましてご説明をさせていただきます。

駅前周辺の歩行者の通行の円滑化と駅前を中心とした安全と利便性の向上を目的といたしまして、野洲駅周辺都市基盤整備事業として交付金事業により北口の駅前整備事業を取り組んでおるところでございます。内容といたしましては、野洲駅南口の駅前広場整備事業と共に、野洲駅周辺地区整備検討委員会において検討を重ね、基本計画として横断歩道橋を設置する案としております。事業の時期につきましては、現在工事を進めております野洲駅駅前の南口の広場の整備と並行して着手することを当初は予定しておりましたけれども、当初想定以上に利用者の皆さんの安全確保に支障をきたすということから、南口の駅前広場が完成する26年度の秋の着手を予定しております。工事の進め方といたしましては、平成26年度より既存の中央島を撤去し、引き続いて歩道橋の整備及び西側と北側のシェルターを整備いたします。歩道橋等の整備により、平成28年度には新しい安全な通路が確保されることとなりますので、その後駅舎側のシェルターや中央島の整備を進め、29年度の完了を目指しております。

なお、先ほど地下道等のご提案がございましたけれども、現在進めておるこの計画に従いまして整備を進めることを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 河野議員の観光振興についてのご質問にお答えをしたいと思います。24年度実績とそして25年度の計画についてのお尋ねでございます。24年度は、伝統工芸や製造過程の見学、また伝統食を味わうツアー、大人のまち遊びというふうな感じのツアーも行いました。そして史跡を巡りながら地元の農産物が味わえるツアー、紅葉が美しい兵主大社庭園や弥生の森ライトアップなど、誘客事業を行ったところでございます。さらに大河ドラマの平清盛の放送で一挙に来訪者がふえた妓王寺を終日開所

し、案内人を常駐し、妓王の偉業や感謝の気持ちを説明し、歴史を再認識してもらったところです。その結果、最初に申しあげましたツアーに500名、ライトアップは約2,000名、妓王寺には、これまでにないことなんですが約1万3,000人の来訪者があったということで、本市の知名度を高め、ぎわいを創出することができたというふうに思っております。

また、ツアーでは、商業者に物産販売をしてもらう機会も設けたり、妓王寺のバスツアーに6,500人訪れておられるんですが、この来訪者を、昼食にびわ湖鮎家の郷を利用させていただくなど、地域経済の活性化にも効果を上げることができたというふうに思っております。

今年度25年度におきましては、昨年度に引き続き、妓王寺を拠点に周辺の祇王井川や北村季吟句碑などの史跡を結び、平家妓王の里めぐりとして紹介し、観光振興につなげようと妓王寺の開所を来年3月まで予定しております。特にこの秋にはじめて里帰りする銅鐸を銅鐸博物館に展示する企画展には、観光物産を振興する絶好の機会ととらえて考えておりますので、期間中に来訪者に対し、会場内で商業者等と連携してお土産などの販売をする仕組みづくりや、来訪者を近江口周辺、妓王寺周辺、琵琶湖周辺など、市内各地に誘導できるよう、事前に魅力ある施設やイベントなど、観光物産協会のホームページや、きのう提案いただきました内田議員のあのフェイスブック、こうしたことも活用しながら情報提供をしていく仕組みを、関係団体と協議しながら観光振興によるぎわいを創出してまいりたいというふうに考えております。

以上答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 河野議員。

○20番（河野 司君） それぞれの部長から答弁をいただきました。政策調整部長にはどういふのですか、事務的といいますか形式的な答弁というような思いもしますけれども、やっぱり観光部長も都市建設部長もそうですけれども、今の都市建設部長におかれましては、今の図面の中でやって粛々と進めていくというような話なんですけれども、それではやはり各大臣、部長ですけれども、本当にいつも日々考えていただかないと、よりよいものというのをいつも考えていただかないと、部長の責任というよりもこれだったら課長ぐらいの話の答弁かなというふうに思って、失礼なことを言うたら申しわけないのだけれども、もうちょっと何か自信を持って、自分らでも何かできるというようなそういう思いで私は答弁をしていただきたい。これは一番冒頭に言うとするわけなんです。そういうものが

ないと、私たちも何というの、何がないんです、感じるものが。よりよいものをしていこうという段階におきまして、やっぱり事務的に答弁をされるとか、今のこの案でそのまま粛々といくと、このような話では話にならないと思います。

環境経済部長、観光振興についての話をしていただいた。いろいろな、きのうの話も早速ネットにですか、こういう機器を通じたことをどんどんやってアプローチしていくというような話ですけれども、それだったら今駅前の問題が出ている中で、駅前に対して、当然観光案内所とかそういうものが必要だと思うんです。そういうものをやはり部長として、そういう観光に対するいろいろな取り組みを、こうやっていくああやっていくというようなことを私は言うてもらわないと、そういう思いをするんです。駅前をせっかく今整備しているので、今を見ている、本当に今の交番の裏に少し商業スペースとかいています。あれではにぎわいというのは私は到底できないというように思いますし、ぜひともこれから取り組むのにあたりまして、旧風呂屋の跡地、せっかくあそこを取得したので、広場という案もありますし、しかし広場にしても一定の歩道というのがあるわけで、その一番の近いところはやっぱりサービス業とか物販業とかそういう飲食業とかいうのは、やっぱり一定並ぶのが、私は一番理想的な話、あとはやはり公共的なことをするというのも当然大事なことですけれども、そういう思いを持っているんですけれどもやっぱりそれは伝わっていないのか考えていただいているのか、それを私は言いたい。

せっかく部長をやっている、大臣をやっているのだから、一緒にやっぱり考えていっていただきたい。こういう思いを持っていただきたいという思いで私は今日は質問をさせていただいているわけなんです。それは市長に言うたら明快な答弁が来るとは思いますけれども、それはそういうもんじゃないんです。明快な答弁がいいというものじゃない。やっぱり責任ある答弁を各担当部長がしていただきたいから私は質問をしているのであって、そういう思いです。

それで最後になりますけれども、どうですか、今の駅前南口、やはりあの絵のとおりに進めようということですが、あと問題がありますけれども、あれがそやから一定の絵なら、あと地下利用はできない。上はこれからの議論でできるとしても地下利用は一切考えられないんですか。地下の利用です。もちろんあらゆる用途に使えます。今の話に出てこなかったけれども、それはなぜか、費用対効果だけなのか、他に理由があったら教えて下さい。一人ずつよろしくをお願いします。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君）　ご質問でございますのでお答えをしたいと思います、
そもそもあのご提案いただいております地下利用とか、あるいは先ほどお答えしました地
下道ですか、こういったものにつきまして駅前の南口北口のそれぞれの広場の整備の検討
委員会で、この広場がどうあるべきかということでご検討を数次にわたってしていただい
たわけでございます。その上での先ほど肅々この図面のとおりというお話でございます
けれども、現状ではその検討に基づいてこういう図面ができておりますので、それらをや
はり進めるのは本意であろうというように思っております。

ですから先ほどお答えをさせていただきましたように、ご提案としてはそういったこと
も一つの考え方としてあるとは思いますが、現状でそういうものができておいて既
に事業も進んでおりますので、その事業を安全に確実に進めることが今一番大事であらう
というように考えております。

○議長（三和郁子君）　河野議員。

○20番（河野　司君）　答弁をいただきました。いずれにしてももう少し前向きな答弁
はまだまだ今のところできていないと思っておりますけれども、やはり先ほども言うたように、
やっぱり各担当部長、物事をせっかく担っていただいた、それは責任を持って市民の負託、
たくさんいろいろな意見もございますけれども、それを絞って絵になったというようなこ
とですけれども、自らがやはりもう少し考えを持っていただきたい。いろいろな委員会と
かいろいろな意見を集約したらそれでええというようなものではなしに、自らがやはり長
いこと野洲に住んでおられるのに、30年間ずっと見てきておられた中で、私はもっと自
分らの主張もされたいと思うんです。どうですか、その辺今後どのように対応される
のか、それだけお聞きしておきます。皆さん、各部長。

○議長（三和郁子君）　暫時休憩いたします。

（午後2時16分　休憩）

（午後2時17分　再開）

○議長（三和郁子君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。政策部長。

○政策調整部長（富田久和君）　それでは駅前南口整備に限ってのお話をさせていただきますが、今までアサヒビールの所有地でございます。これをいろいろな商業ベースとい
うか所有者の方で開発をとということで、他力本願な形で今日まで来たように思います。そ
れがアサヒビールの約9,300平方メートルを市が購入ということになりましたので、
これからは市民の思いを踏まえた中で、まちづくりに生かしていけるといいますか、構想

が描けていけるという状況になりましたので、先ほども申しますように、市民の皆さんの声を聞きながら、また専門的なそういう技術をお借りしながら、にぎわいのあるまちづくりを目指して、これからさらに次のステップへ進んでいきたいと、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 先ほどもお答えしましたように、いろいろな方のご意見を入れて、待望の長らく待った広場の整備ということになっておりますので、今現在も進めておりますけれども、安全に進めるということがまず大事でございまして、その上でより扱いやすいように進めて、整備していくということが今現在課せられた最大の使命であるように思っております。

ただ広場というのは、人が往来するところでございますので、いろいろなご意見がこれからも出てくると思いますので、そういったご利用される方のご意見で改善できるところは改善し、取り入れるところは取り入れる。絶えず市民目線に立った広場の整備と、また利用していただける方の立場に立った施設というようには心がけてまいりたいというように思っております。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 観光振興についてというようなことでありましたので、当然今年度はこうした事業をやりますので、関係団体、関係者の皆様と十分に協議をしながら来訪者が温かく迎えらるるよう、観光振興には努めていきたいというように考えております。

○20番（河野 司君） 終わります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時30分といたします。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第14号、第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。今回の質問は、既に担当者の方はお存知だと思っておりますが、これの件について質問を行ってまいりたいと思っております。通告はしていませんが、まず最初に、地公法の30条にはどういうことがかかっていますか。地公法です。地方公務員法の30条にはどういうことがかかっていますか。それによって質問をいたします

ので、長年地方公務員でご活躍されていたでしょう。地公法の第30条にはどういうこと
がかかっていますか。これはもう常識的な範囲内のことですので、わかっている方がいらっ
しゃったら答えて下さい。それに基づいて私は質問を行っていきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時33分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

申しわけなかったです。地方公務員法を全部覚えていませんので、30条につきましては、
すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあ
たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、というふうなことでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） この地方公務員法第30条、サービスの基本基準ということですが、
これがすぐ出てこなかったというのは、私としては非常に残念に思っております。

それでは、本題に入ります。

平成24年10月ごろ、あるいはそれ以前から現在までに、野洲市比江字小川2525
番地地先、旧野洲川北流河川跡地の農地8,600平米に木質系の廃棄物と見られるもの
が大量に搬入され、廃棄物の埋め立て最終処分地化している事実が存在するが、この現状
と経過を市はどのように把握しておられますか。

まず写真をお見せいたします。これをちょっとアップして下さい。

ここにとまっているのが、これは乗用車です。乗用車の約4倍近くの高さに積まれてお
ります。ということは目測で5メートル以上はあるというように、乗用車が1メートル七、
八百でしたら、その4倍ぐらいの高さですから。これが重機です。ユンボです。ユンボ
がこのように小さく見えています。ですから、想像してもわかると思います。このような
現状なんです。

そうしたときに、今私が質問をいたしましたこの件につきまして、ちょっとお答え願え
ますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 最初に鈴木議員からの廃棄物の搬入としてのご質問をい
ただいておりますけれども、当該耕作者が搬入されている、今現在映っておるところのは、

木質チップについては、県が耕作者から有価物として木質チップを三重県の業者から買い取る契約や、搬入及び堆肥化の委託契約をされ、木質チップを再利用されることから、廃棄物には当たらないとの見解をされていますので、今回の案件は廃棄物でないことを前提にお答えをさせていただきます。

耕作者がこの周辺約15ヘクタールの農地を耕作されており、有機肥料による栽培を目的として木質チップの堆肥化を行い、約3万立米、すべての堆肥を15ヘクタールのところに厚さ15センチから20センチにならして、麦が植わっておりますので、麦刈り後に6月後半からすき込みをされる計画をされているものでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） でしたら、有価物の定義を教えてください。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 有価物、これが環境省の大臣官房から廃棄物リサイクル対策部の産業廃棄物課長からの通知があるんですけども、廃棄物と有価物との違いになってこようかと思うんですけども、その性状だとか排出の状況、通常取り扱いの形態、取引価格の有無、占有者の意思、市場の形成、そうしたことを総合的に勘案して、今回県が有価物として判断をされたものだというふうなことでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） じゃあ県が有価物として承認したということは、書面でもってされたのか、口頭でされたのか、このような事態を見られて、野洲市としてはどういような対応をされているんですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今回、県がこの有価物かどうかというふうな判断を確認をしております。先ほど言いましたように、買い取る契約や購入、搬入及び堆肥化の委託契約等を確認されておりますので、そうしたことから、また木質、通常の廃棄物ではなく放置状態ではなく、堆肥化を促進させるために作業は継続的に行われているというふうなことで有価物として判断をされたものでございますので、私どもも野洲といたしましても、廃棄物ではなく有価物というふうな考えでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） これをアップしていただけますか。

このような野積み状態にされて、これが有価物と言えますか。議員の皆さんどうですか、

これ有価物と言えますか。例えば畜産農家が、家畜の糞尿を出すときは、例えば2トンダンプで水田へ投げ込んだときには、必ずシートをかぶせなさいという指導があるでしょう。例えば大中湖なんかの場合ですと、大量に出る糞尿をビニールハウスの中で乾燥させているんじゃないですか。これを見てどうなんですか。有価物として判断できますか。常識的に見て。5メートルも6メートルもこの木くずが積んである。常識の範囲を超えています。どうなんですか、これ、野洲市としての判断は。私どもの2会派が視察に行きました。もう臭うて窓をあけていられません。そのような状況で、それで特に有価物というのは、環境に配慮し、すべてのものをクリアーしたものを有価物と言うんです。有価物というのは、これは行政用語であって、司法の場では有用物というんです。だからこの状況を見て、有価物と言うこと自体が、あなたたちちょっとおかしいんじゃないですか。どう判断をされているんですか。言いましょうか。

ちなみに、3月20日6時54分、これが自然発酵によって火災が起きる寸前だったんです。3月20日の6時45分に消防が出動しているんです。そしてまた翌日の3月21日22時01分に、これも2回目の消防車が出動しています。

このような事態で、あなたたちは有価物と言えますか。

もう一度ご回答して下さい。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほども申し上げておりますように、県の方が先ほども申しあげましたような形での契約等の確認もしております。そうしたことで有価物と県が判断をしておりますので、私どもも有価物と判断するものでございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そうしたら、有価物の搬入及び受け入れの双方の当事者を掌握されていますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 県の方が確認をし、そのことを聞いております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 県の方が確認して、それは当然野洲市に持ってきているわけですから、野洲市はそれは当然確認せんらんなはずです。それができていますかということ聞いています。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

- 環境経済部長（竹内睦夫君） 確認はしております。
- 議長（三和郁子君） 鈴木議員。
- 17番（鈴木市朗君） でしたら、お教え願えますか。
- 議長（三和郁子君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（竹内睦夫君） 個人的な企業の名前ですので、名前については差し控えをさせていただきたいと思っております。
- 議長（三和郁子君） 鈴木議員。
- 17番（鈴木市朗君） この場合、複数の搬入業者が介在していると思料いたしますが、すべての搬入業者の掌握はできていますか。
- 議長（三和郁子君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（竹内睦夫君） 搬入業者は1社だというふうに聞き及んでおります。
- 議長（三和郁子君） 鈴木議員。
- 17番（鈴木市朗君） 搬入されている、私はこれは廃棄物というようなことで出しておりますが、あなたたちは有価物というようなことを言っておられます。この有価物、これはもう笑えて言えません。有価物の排出された場所及び破砕による処理が施された場所を掌握しておられますか。
- 議長（三和郁子君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほど申し上げましたように、木質チップを三重県の業者の方から買い取ったということですので、三重県の方で木質チップにされたということでございます。
- 議長（三和郁子君） 鈴木議員。
- 17番（鈴木市朗君） そうした場合、他府県ナンバーの車が、三重県だけじゃないです。他のところの車のナンバーもあります。どこですか。
- 議長（三和郁子君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（竹内睦夫君） ナンバープレートまで私どもも確認はしておりませんが、三重県の林業会社がこちらの方から、あるこちらの委託業者、その業者が搬入したというふうなことを聞いております。
- 議長（三和郁子君） 鈴木議員。
- 17番（鈴木市朗君） 搬入されている廃棄物の、有価物ですか、後で東京高裁の判例も申し上げますので、有価物の具体的な数量を掌握されておられますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 約3万立米というふう聞いております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 事前に何かの相談、あるいは協議があったわけですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 有価物ですので、事前の相談はございません。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 対応された部署はどこですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今回先ほど議員がおっしゃっていただきました火災があったというふうなことでございますので、農林水産課と環境課が対応しております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私の考えでは、一応私は廃棄物というようなことで出しておりますので、これは市外から越境して持ち込まれている廃棄物です。市外じゃない県外から、そうです。

そうすると、例えば、平成25年3月29日の環境省通達によりますと、物の性状といたしまして、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生する恐れのないものであること。実際の判断にあたっては生活環境の保全に係る関連基準、例えば土壌の汚染に係る環境基準等を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般的に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合しない。そして十分な品質管理がなされていること等の確認が必要である。

イといたしまして、排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。ウとして、通常取り扱い形態、製品としての市場が形成されており、有価物として処理される事例は通常は認められない。エ、取引価格の有無、占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること、実際の判断には品目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

オとして、占有者の意思、客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思

として適切に利用し、もしくは他人に有償譲渡する意思が認められること、または放置もしくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かは判断する際の決定的な要素となるものでなく、上記アからエまでの、また後で上記のアからエまで言いますが、各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、または主として廃棄物の脱法的な処理を目的化したものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断される。なお、占有者と取引の相手方における有償譲渡の実績や、有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、例えば廃プラスチック類、がれき類、そして今言うている木くずです。チップの木くずです。廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥、堆肥というのは汚泥、動植物の残さ、家畜の糞尿等を中間処理、堆肥化したもの、建設汚泥処理物等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでないものについては、法の規制を逃れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって、直ちに有価物と判断することなく、上記アからエ、今言いました、これまでを各種判断要素の基準により総合的に判断されたい、ということが出ています。

これに対してどうですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 当然こういうふうには、今おっしゃいました平成25年3月29日の環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長からの通知、これに基づいて県が判断をされたものだというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 環境省通達によって私は今申し上げました。これによって有価物として県が判断すること自体がおかしいです。木くずというのは有価物に入らないということが環境省通達に出ているんです。違いますか。

例えば、平成20年4月24日、東京高裁第4刑事部での判決を申し上げますと、次のように判示されております。「廃棄物の再生利用にあたっては、再生利用の目的とする廃棄物の性質や性状、排出の状況、有用物としての取引の実態や市場価値、再生事業に製造業として確立し、継続して行うに足るものとし、再生利用が確実に実行され、不法な投棄や不適切な処分によって生活環境上及び公衆衛生の向上の支障の危険性がなく」今のは公衆

衛生、生活環境や公衆衛生上にもう迷惑がかかっています。現実。「支障の危険性がなく廃棄物の処理に係る委託者及び受託者の意思を勘案し、総合的な判断をする上で、廃掃法の規制を及ぼす必要がない場合でなければならない」

以上の判示を踏まえて本件に照らすと、廃棄物搬入の着手時において、廃棄物の性状、性質、排出の状況、有価物としての取引の実態などはさておき、有価物と称して搬入されている廃棄物は、何ら改質がされていない廃棄物であり、客観的に評価しても市場での価値を有するとは言えるものではなく、再生利用として製造業が確立し、継続して行うに足る状況とは言えず、再生利用が確実に実行され、不法な投棄や不適切な処分によって生活環境上及び公衆衛生の向上の支障の危険性が排除できない状況にあり、環境省の定める基準に何ら適合せず、もはや廃処法の規制を及ぼしていることからしても、本件を廃棄物の再生利用とはできないものというこの部分、というようなこれと同じケースなんです。

もう1枚これをアップして下さい。

こういう状態です。この上で大方5、6メートルあります。

東京高裁のこの判例を今説明しましたが、どういように感じられますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 東京高裁の判例における木質チップについては、この木質チップを製造するというふうなことを目的を偽っての事案であり、廃棄物と判断されたものであります。今回の件については、木質チップはこのまま原料として土壌改良のために堆肥化するというふうな目的でございますので、私も有価物というふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） もう一つ判例があります。

水戸地裁の下した第1判の判決を不服とする訴訟、反判決、いわゆる業界では木くず判決と言われるもので、この判決の中で次のような判事がされております。

先ほど申し上げましたように、行政用語では有価物と言っていますが、司法用語では有用物と言っております。「有用物としても廃棄物はそもそも不要物であるがゆえに、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われ、不法な投棄や不適切な処分によって生活環境上及び公衆衛生の向上の危険性を排除できないため、廃掃法の規制の及ぶものの中に含まなければならない」

つまり本件に照らすと、有価物としても廃棄物として取り扱わなければならないという

意味である。さらに、かみ砕いて言うと、有価物とは単なる呼び名であって、中身は廃棄物として取り扱わなければならないということを指しております。

これに関してはどうですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今おっしゃった判決のことなんですけれども、あくまでも堆肥をつくる目的で木質チップを製造されているというふうなことです。私どもは、あくまでもこれは有価物であると。廃棄物から出てきたものではないというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そしたら市としては、その堆肥の製造というものに規制があるでしょう。こんなもの堆肥化できないでしょう。例えば、地下1メートルぐらい掘って、そこへこれを入れて、そしてまた覆土をすとか、シートをかけるとか、全部大中でもやっています。家畜の糞尿、やっています。それが堆肥化です。これはほったらかしです。それはどういうふうに考えておられますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほども申し上げましたけれども、これについては常に堆肥化を促進させるために常に継続的な作業が行われているというふうなことでございますので、これはあくまでも堆肥というふうなことで判断しております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） でしたら、ここはもう無法地帯です。あなたたちは理屈を言っているんです。皆きちっと、今まで畜産農家でもそうでした。2トンダンプで水田へ糞尿を捨てに行っても、シートをかけなさいというように、皆指導をしていました。これはほったらかしです。周囲の環境なんかでも、既にもう迷惑をかけています。ここにきちっとうたっています。有価物の場合はそういうことがあってはならんと。そうでしょう。

それはどういうように思われますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 現にこのところに、今、悪臭による、こちらの方にも苦情がまいております。そのことに対しては、生活環境を守り育てる条例の中で私どもは対応しております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私どもも2会派で行きました。あなたも樹液とかいうため池があります。あなたあそこで1時間立ってごらん下さい。私らが行ったときにもう臭うて窓をあけていられませんでした。湯気がうわっと出ていました。あなたはそんな理屈を言うのだったら、あそこで1時間ほど立って、どういようになるのか、理屈ばかり言うてんと一遍やってみなさいな。改善する余地があるのかないのか、そんなもの全然わかれしません、今の回答で。そうでしょう。

先だってもそうなんです。消防が査察に行く前に、消防法による、要するにピラミッド型にして、高さ制限2メートルです。ピラミッド型にして、上げる長さが1メートル50です。消防が査察に行くということがわかったってそういうようにしているんです。意図的に。そういうようなことなんです。

例えば、これをアップして映して下さい。

これ、平成18年ごろに本件と同様に廃棄物の処理業者が木くずを堆肥化と称して山積みにし、以来そのまま放置されているもので、場所は守山市立田町地先の旧野洲川南流河川敷の跡地の農地です。このように放置されて、現状このようになっています。ご存知です。こういうようになっています。

こういうような状況を見てどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほども申し上げましたように、放置されている状態というふうなことで、今回の比江地先は放置されているという状態ではなしに、堆肥化を促進させるために作業が、先ほど申されましたようにユンボがある。そうした形で継続的に作業がされているというふうに踏んでおります。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） でしたら周囲に及ぼす生活環境、そしてまたさまざまな消防の出動、毎日来ていたらそんなことはないです。それがあるのは一体どういうことなんですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 申しわけございません。周囲の環境という形で先ほど申されました臭気との関係があります。悪臭との関係です。これにつきましては、私どもはこの耕作者に対しまして、臭気調査をなささいというふうなことで、3月27日に実施を求めています。そしてもう一度私ども環境課の方で、5月15日、16日と2日間臭気調査

を実施しました。そうした中で、臭気の基準以下というふうな形でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それぞれに感じが違います。先ほど私が申しあげましたように、部長、あそこで1時間ほど立っていて下さい。どのような状況になるか。それを確認してから今の答えを下さい。

次に、廃掃法第7条第6項の除外規定の適用の否定の根拠というのがあるんです。廃掃法に、除外規定は市内から排出された一般廃棄物を前提とされており、本件は市外から持ち込まれている廃棄物とされているので、この除外規定は適用できない。廃掃法に言う、自ら再生利用目的のあるものとは、古紙、空き缶、空き瓶、金属くずなどの4品目を言い、俗に言う資源ごみと呼ばれるもので、木くずはこれには該当しません。

どうですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 何回も申し上げておりますけれども、私どもは廃棄物というふうには思っておりませんので、廃棄物処理法の適用は受けないというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それは終始一貫して行政の悪い立場です。この状況を見て、これが本当に堆肥を製造する過程での法に適用された方法で堆肥化されているのか、あなたたちはそんなことよくご存知でしょう。あなたも農政に関わっておられたのだから。畜産農家の場合はどうでしたか。シートをかけなさい。糞尿はビニールハウスの中に入れなさい。そういう指導をしてこられたじゃないですか。そういう指導をしてこられて、これがいわゆる有価物、有用物として認めているんですか。有用物として認めるなら、それなりの施設をつくりなさい。そして有価物と称して堂々とここで説明して下さい。何の設備もしないで、堆肥化で木くずというのはもともと含まれていないというのがきちっと出ています。違いますか。それを何で正当化しようとするんですか。おかしいじゃないですか。それで一見、樹液とかいうて臭い臭いへドロ状のものです。樹液いうたら木の液、一見聞こえはいいですがあれは体液なんです。もう真っ黒のどろどろのものが小さな池にたまっているでしょう。あれが大きな雨が来て外へ出たらどうなるんですか。

そういうことも踏まえて、総合的な判断のもとで考えたときにどうなりますか。お答え下さい。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 確かにあの周りにある廃液というか樹液、木くずから出た液になりますけれども、先ほど申されました3月の火災時に消防が水をかけました。あれだけ積まれておりますのでかなりの放水をされたというふうに聞き及んでいます。そのときに一部、今以上に小さい池でしたので、あの以外の近くの排水路に流れたというふうな事案がありました。それについては、私ども南部環境事務所にも連絡しその対応を願ったところというふうなことでございます。

そうしたことから、その今積んでおられるところからそうした液が出ないように、再度周りを深く掘っていただくというふうなことと、そしてあの液については、再度その木質チップの方に向けられるというふうな目的もあってあそこでためておかれるというふうなことでございますので、そうした利用をされて、場内から出ないように徹底していただいているというふうな状況でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 実際消防が行って対処の水をかけたという、それは当然です。出てきよって当たり前です。私ども会派で行ったときに、もう既にホースでかなり水をかけていました。ホースで水をかけていました。それが出ているんです。当然消防もそうです。だからその悪臭が大変なものなんです。本来、堆肥化堆肥化といってこれはもう何やかや言うてますけれども、本来この木質系のこの用途というのは、堆肥化するのやったら先ほども申しましたように、きちんとした設備のもとでやって下さい。これから畜産農家に指導しているようなことを即やってくれということを伝えてもらえますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今回、このような形で悪臭が出ているというふうな形で、周辺からも苦情があるというふうなこともありますので、今はもう麦刈りも始まっているということですので、早期に敷きならしを行い、すき込みを行ってほしいというふうなことの指導等は行っております。

また、悪臭の問題ですので、出ないように工夫をすとか、もう少し高く積むよりも低くするだとか、そうした指導を行っております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私はそんな指導を言うてないんです。施設をきっちりつくりなさいと、今まであなたたちは畜産農家にそのように指導してきたじゃないですか。市内に

酪農家もおられました、全部糞尿はビニールハウスの中に積んでおられました。現に私の友達も畜産農家でした。「鈴木君、これダンプに1台捨てに行くだけでも、捨てたところに全部シートをかけなあかんのや」と、全部そういうふうにしてあなたたちは指導をしてきたじゃないですか。何でこれを指導できないんですか。おかしいじゃないですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 当然、動物の糞尿の場合は廃棄物となりますので、廃棄物についてはそうした指導等が必要かと思えますけれども、今回の木質チップ、堆肥というふうな形でございますので、これについてのそこまでの指導というものはございません。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それでしたら、この木くずというのは、本来の処分はバイオマス燃料によってプラスチックと混合した固形燃料として再利用をしていくのが通常なんです。例えばこんな野洲まで、こんな木質チップを、これはもう大きさばらばらです。本来堆肥化して、流通に乗せようとするれば、皆均一になっていなければだめです。市場価値はありません。先ほども申し上げましたでしょう。市場に売り出す場合でしたら、成分要素も生産者名もきちっと袋に表示しなければなりません。そんなことができますか。それができてはじめて有価物として取り扱われるんです。

話によると、結局それを商品化して売るということもちらっと聞きましたけれども、この麦刈りが終わったら、全部これはそこへすき込んでもらえますね。約束してもらえますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 当然その場ですき込むというのは原則でございます。もしその場で、そこで売るとなると、肥料化して販売をされるということですので、農用地の部分でそういうふうな作業をされるということになりますとまた問題にもなってきます。他の法にもふれると思えますので、当然そこで全部すき込んでいただくものだというふう考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） その保証はとれますね。全部15ヘクタールのあとにすき込んでくれるという保証はとれますね。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 保証というよりも私どもはそのように指導していかなけ

ればならないというふうに思っていますし、耕作者においてもそこに全部すき込むというふうな計画を出していただいておりますので、必ずそうしていただけるものだと信じております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） その計画書はいつ交わされましたか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 計画書というふうなもので交わしてはおりませんけれども、そうした計画でいくということで聞いております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 口頭ですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 口頭で聞いているというふうなことです。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 文書で交わして下さい。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） こうしたことで大きな問題にもなっておりますので、文書で計画書を出していただくように指導したいと思います。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私もちよっとネットで調べたんですけども、廃棄物、環境省でしたら廃棄物対策課及び廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理不法投棄対策室並びに滋賀県環境政策課も、私の言うたような意見と同じということです。その辺はどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 県の南部環境事務所にちょっと照会して聞いておるんですが、県の環境省から今回の件で照会が来ているというふうなことでございます。その件に関しましては、県の循環社会推進課と協議の上、先ほど南部の方が判断しております。そうした対応で行くというふうなことを回答するというふうに申し上げます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 生活環境上の支障を知らながら今まで放置しておられました。本件を容認した行政としては余りにも無責任じゃないですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） その前に先に計画書というふうなことで出させていた
くということですが、6月にこちらに、この耕作者が野洲川の第2農場というふう
に書いておられますけれども、作業工程表をこちらの方に出していただいております
ので、これで計画書というふうなことでございます。搬入、今あるところから搬入後、
堆肥をすき込み、大麦の播種に備えて草押さえのため数回耕すというふうなことで
ございますので、これが計画書というふうになっているということでございます。

済みません、もう一度ちょっとお願いします。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 生活環境上の。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）

（午後3時19分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 生活環境上というふうなことで、先ほども申し上げて
おりますように悪臭というふうなことが出ております。それを出ていたというふうな
中で、私どもはその臭気の調査をしろというような指導もしていますし、また、今
回5月15、16にも臭気調査をしている。その中で生活環境の影響、基準以下であ
ったというふうなことでございますので、そこまで及んでいないというふうな判断
をしております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 何回も言いますが、私も決して鼻のいい者じゃないです。
あそこを見に行きましたときに、もう車の窓を閉めんことにはいられなかったです。
あなたも1時間ほどそこに立っていなさいと。要するに廃液が出たところへ。そ
したら検査より速やかにあなたもわかるでしょう。そういうように一遍して下
さい。今の作業工程だけではだめです。いついつまでに全部畑にまくという確
約をしてもらって下さい。畑にまく言うたかて、これは僕の考えです。そんな
もの廃棄物を土に埋めるだけのことです。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほども何回も申し上げておりますように、私
どもは廃棄物というふうな考えをしておりますので、特に私は野洲町時代から農
政のほうにも関わっておりましたけれども、あの比江地先での耕土が余りよく
ない埋め立てをされたとき

に、畑地として開発をされたときの余りよくない耕土があったというふうなことで、非常に最初にこの耕作者の以前の耕作者の方が、すき込みをされたときに、何回もトラクターをにえ込みをされたというふうなこともありましたので、当然こうした木質チップ、この有価物になるんですけれども、こうした形ですき込んで土壌改良をされるというふうなことは必要かというふうにも思います。

そうした形でよい畑にしていくというふうなのは必要というふうには考えております。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それはこんなことをしなくても手法は幾らでもあるんです。人に迷惑までかけてやっていくことじゃないでしょう。それで私が30条の件を、地公法の30条の件をまず冒頭に質問した経緯というのは、あなたたちは公共の利益を守っていくというのが大前提でしょう。これが公共の利益が守れていますか。だから一番最初に通告していないけれどもということで質問したんです。そしてあなたに言いますが、道路は今どうなっていますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 道路の確認まではしておりません。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そこまで私に対しておっしゃっているのだったらそれぐらいのことは確認して、私の質問に答えていただかなければならないんです。大型の、普通の砂利を運ぶダンプじゃないんです。金属類のスクラップを積むでかいダンプなんです。僕も何回かあそこへ行って、何回かそれに出会っています。搬入路のアスファルトなんてがたがたです。そういうことも確認もせんと、正当ぶったようなことは言うのはちょっとおかしいです。どうですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） ずっと先ほどから申しましたが、あくまでも私どもはこれは廃棄物ではない、県が当然判断をします。というのは一番にああした木くずの部類になりますと、産業廃棄物というような考え方になろうかと思いますので、産業廃棄物になりますと県等が許認可等も何しますので、そうした県が廃棄物でないというふうな判断をしているということですので、私どもも廃棄物でないというふうに判断しているものでございます。

ただ、当初畑地開発をされるときに、その農道がそこまで大きなトラックのことも考え

ずに農道というものを設計もされていますので、舗装設計等もしていますので、当然そうなるということ、大型が来るとそうしたことになるというようには考えます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） まだまだ暑くなります。気温上昇に伴い悪臭はさらに悪化することが予想されます。この対策はどうされますか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） もし悪臭がひどくなるということだと、一度また調査をしなければならないとは考えます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 調査調査と言うけれども、現に大変やということが市長への手紙でも来ているんです。調査でクリアーできたらいいというものじゃないでしょう。あなたたちはそれで逃げていますけれども、そんなものと違うでしょう。

例えば悪臭は法律・政令・条例で定める基準値以下であっても、本件による影響と判断し、何らかの措置を講じるのが行政ではないんですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 基準以下ということでございますし、しかし、現実的に近隣の方にも迷惑がかかっているというふうなことです。それを防ぐような努力をしてくれというふうなことは指導しています。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 例えば、その臭気防止策というのは、当然あなたたちも考えておられるでしょう。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 臭気を防止する方法は幾つかあると思うんですけれども、それをこうしなさいというふうなことまでは、こちらの方としては言っておりません。抑制するように努力してくれというふうなことを申し上げております。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後3時26分 休憩）

（午後3時27分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（山仲善彰君） 通告はいただいていませんけれども、今市長への手紙という話を

いただきましたので、あえてお話をさせていただきます。

今回質問をいただいています、これに関してはあまり深い協議はいたしていません。先ほどの河野議員じゃないですけども、部長頑張れということでえらく頑張ってくれています。そもそもこの問題は、先ほどお話がありましたように、3月20日過ぎ、私の場合は中主漁協の総会がありました。そのときに一業者の方が排水の問題を言われたので、その日はもう夕刻まで会議がありまして、懇親会があったので翌日直接環境課へ足を運んで、こういう話があるんだけどどうだと言ったら、それはまさに消防の水でそうになりましたと言ったので、「本当に大丈夫か」と言ったら、「大丈夫です」ということでありました。

その後、もちろん遠目に私は見ておりますけれども、農業行為だということだったんですが、先般市長への手紙が来て、もちろんあの手紙はまず担当部長が通った上で私が見ていますから、回答が余りすっきりしないので、部次長全部来てもらって議論をした上で、とりあえずの答えを返しています。公開されているかどうか、ご本人には返っているはずですが、私も完全に納得はしてないんですが、とりあえずのところでは返しています。一番のポイントは今もご質問にありましたように、まずあれが廃棄物に当たるか当たらないか。当然市内で出ていませんから一廃じゃないので産廃になります。産廃の判断権限は県です。県が大丈夫だと言っているということなんですが、私も若干疑義はありますし、最近の滋賀県政は余り信用していないので心配なんですが、所長も含めてオッケーというので、そこを一応尊重しています。ただ、もう1回私は確認はしようと思っています。

そしてあととはご指摘のありましたように、いわゆる生活環境保全上の支障の有り、なし、これは市の責任です。水、大気、土壌、悪臭、特に悪臭に関しては市の権限がありますから、それについてはこれも報告を聞きましたら、先ほどの部長の答弁のように測定したけれども問題はなかったということであったので、とりあえずのところはこういう状態ですというのを返しています。ただそのときにも悪臭を敷地境界で測っているかどうかとか、どのポイントで測ってどういう数値だったかということまでは、私は教えてもらっていません。ただこれはもう一段調査をしようという前提です。

それと、おとといだったと思うんですけども、そのお手紙を持ってこられた方が、たまたま私も会議で帰ろうと思ったら、入り口で出会しまして、「市長しゃべりたい」とおっしゃったので、再質問のお手紙をもらいつつお話をしました。その前の協議のとき、一報目のお手紙のときに、私は、大体こういうものについては何か根っこがあるので、確かに

現場は大変だけれども、何か別要因があるのではないかということを知員に聞きました。そしたら職員から、今お手紙をいただいている方は、過去に自ら同じことをしたけれども撤去されたという話でした。それともう一つ私がそのときに言ったのは、通常はやはり自治会等、もう少し広いご指摘があるのが一般的です。比江の自治会とか守山側の自治会としては私の耳には入っていません。ですから、ある意味で慎重にということ、今、私は思っています。たまたまおととい出会いましたから、私の性格ですから、「あなたは前に自分でやって同じことがあったんですか」と聞きました。そしたら「そうだ」と。なぜ撤去したのかと言われたら、県から言われたから撤去したと。腹が立つのだと。そしたらそこをもう1回説明されたらどうですかと。いやいやそれよりは今度は徹底的にこれをやろうと思っているのやというお話だったので、私も生活環境保全上の支障の実態があるのであればきちっとやらんとだめですけれども、いわゆる民民の利害も絡むと思いますし、これについては私が申し上げたように、とりあえず一報お返ししましたけれども、今もう1回お手紙をいただいていますので、今回はもっと総合的に検討しようと思っています。

廃棄物かどうかの判断というのは県の権限ですけれども、生活環境保全は市ですし、もう一つは農業用なのかあるいは何かの加工業なのか、そしたらその加工業が適正かどうかというのを検討しないとだめですし、先ほども部長は責任を持って頑張っていますけれども、例えば埋め込み計画についても本当にボリュームとスケジュール等妥当性があるかどうかも検討しないとだめなので、出されているからオッケーというものではないと思いますので、もう1回きちっと引き取らせていただいて、判断と適正な処置はしたいというふうに思っています。

市としては、私としては全く利害関係はないと思っていますので、制度通り適正に対応したいというふうに思っています。とりあえず市長への手紙ということでありましたので、背景を含めてお答えをさせていただきました。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 今、市長が申されましたように、工程表に基づいてそれを必ず実行していくという書面を交わして下さい。できますか。ごめんなさい、全量です。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今ここに出ている作業工程表については、もう少しわかりにくい部分もありますので、詳細な計画を立てていただくように、再度計画表を提出していただくように依頼してまいりたいというふうに思いますし、またそこら辺の部分の確

認もできるようにはしていきたいと思っています。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 書面で確約をして下さいということを言っているんです。全量撤去するということを、工程表に基づいて、その確約を書面で交わして下さいということを言うてるんです。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 一度この耕作者の方とその部分と話してみたいと思います。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そんな無責任なことではだめです。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 確約書を提出していただくような形での指導をしていきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 聞くところによると、15ヘクタールを耕作されているということです。15ヘクタールに堆肥としたら、私はこれは堆肥として認めていないです。こんなもの一般廃棄物かそんなものだと思っています。廃掃法に抵触すると思う。だからその受託者は、15ヘクタールに堆肥としてまける量だけを入れておかれるんです。言えば、そうでしょう。それ以上のものなんて持ってきても仕方がないです。そしたら少なくとも麦刈りが終わったら、これを15ヘクタールの畑に必ずまきますという確約をもらって下さい。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 当然、この15ヘクタール以外の部分にまかれるということになりますとまた問題も出てくるかと思しますので、当然そうした確約になってくるかと思えます。

○議長（三和郁子君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） わけのわからん人に余り言うててもしょうがないので、ちょっともうこの辺でやめていきたいと思っています。

私はこの件につきましては、廃掃法第16条の規定に違反する、法に言う廃棄物の投棄が構成し得る事案であるということを、私は思っております。すなわち、これは本件着手

時において、詳細な内容までは掌握できていなかったとしても、もはや生活環境上の支障が生じ、法の規制を及ぼしている事実関係を掌握した時点で、適切な指導、勧告、命令の行政措置を講じることこそが、行政の本来のあるべき姿であり、私が最初に申し上げました、地公法第30条による市民の求める行政ではないでしょうか。そして廃掃法、東京高裁の判例、環境省通達、見解などをもとに、本件に照らせば、廃棄物の再生利用とするべき根拠や理由が何ら存在しないことは明らかであり、比江地区における粉じん、悪臭などの生活環境上、及び公衆衛生上の向上の支障の除去は急務であります。さらに廃棄物の飛散、流出、火災事故、流出も消防が来たときに既に起こっています。火災も2度起きています。そうでしょう、先ほど言いましたでしょう。火災事故や環境汚染の危険度を排除できないことからしても、本件をこれ以上放置できないという意味合いのもので、私の考えは、簡単に言えば、麦刈りが終わったら即、廃棄物を土の中に埋めるというだけのことで、したがって、今後は断固たる姿勢で臨み、関与したとされる者らを猛省させる意味において、告発も視野に入れ、現状回復を目的として廃棄物の完全な撤去は、善良な市民の暮らしを守る意味においても、現に考えられる必要最低限の措置であり、これは行政の果たす使命、責務でもあり、また役割と私は考えております。

何回も申し上げましたが、木くずというのは県が認めても、これは有価物というのはございません。有価物としての根拠も明白じゃなかったです。そうしたことも踏まえて、総合的に判断していけば、これは廃棄物に当たるんじゃないかなろうかという思いを持っております。

部長を責めているわけじゃない。この4月から替わってくれたところだから、大変なところへ来てくれたと思っているだろうけれども、そやけどあなたは農政畑にずっと来られたから、詳しい人が関係の部長になってくれたと思って私も喜んでおります。これからもいろいろと農業に関してもさまざまな部分で竹内部長のご活躍を心よりお祈り申し上げまして、拙い質問ではございましたが、これにて失礼をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。

本日の日程はこれにて終わります。

お諮りいたします。明15日から6月25日までの11日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君）　ご異議なしと認めます。

よって、明 1 5 日から 6 月 2 5 日までの 1 1 日間は休会することに決定いたしました。
なお念のために申し上げます。来る 6 月 2 6 日は午後 1 時から本会議を再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後 3 時 4 0 分散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年6月14日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 丸 山 敬 二

署 名 議 員 西 本 俊 吉